

越生町こども計画

(令和7年度～令和11年度)



越生町のマスコット「うめりん」

令和7年3月

越 生 町

はじめに

越生町では、令和2年3月に「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、こども・子育て支援の施策に取り組んでまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に生活様式は変容し、こどもたちを取り巻く環境にも大きな影響をもたらしました。

このような状況下において、子育て世代にかかる経済的負担の軽減を図り安心して子育てができる環境を整えるため、令和6年度から保育園・幼稚園に通う園児と小学校・中学校に通う児童・生徒の給食費の無償化を開始いたしました。

また、こどもの健全育成と地域コミュニティの活性を図るため、こども食堂の運営費補助とこどもの居場所づくりのネットワークを結成いたしました。

そのほか、子育て世帯への給付金支給や食料配布、教育・保育施設の環境整備、母子保健事業の拡充など、多岐にわたってこども・子育て支援の施策を展開してまいりました。

こどもは、まちの宝であり、未来の希望です。

越生町は、令和6年5月に「越生町こどもまんなか応援サポーター宣言」をし、「こどもまんなか社会」の実現のため、町全体で子育て世帯やこれから子育てするみなさまを力強くサポートし、こどもが健やかに育つことができるまちづくりを推進してまいります。

このたび策定いたしました「越生町こども計画」は、この宣言の趣旨を踏まえ、こども・若者のみなさま、保護者のみなさまから意見を伺い、「こどもまんなか社会」の実現に向けこども施策をまとめた計画となっております。

引き続き、すべてのこども・若者とその家族、地域が笑顔と幸せであふれるよう、町一丸となって取り組んでまいります。

結びにあたり、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました町民のみなさま、意見聴取にご協力いただいた越生中学校生徒のみなさま、計画策定にご尽力いただきました越生町子ども・子育て会議関係者のみなさまに、心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも越生町のこども・子育て支援施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

越生町長 新 井 康 之

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	教育・保育提供区域の設定	4
6	策定体制	4
第2章	越生町のこども・若者と子育て家庭を取り巻く現状と課題	5
第1節	人口及び世帯の状況	6
1	総人口と世帯の状況	6
2	婚姻の状況	7
3	出生の状況	8
4	将来推計	9
第2節	子育てをめぐる施策の現状	10
1	教育・保育の利用状況	10
2	子育て施策の現状	12
第3節	ニーズ調査の主な結果	15
1	子育て支援に関するアンケート	15
2	こどもの生活実態調査	22
3	こども・若者の意識と生活に関する調査	30
第4節	こども・若者、保護者への意見聴取	34
1	実施方法について	34
2	主な意見について	34
第5節	「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価と重点課題	35
1	「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価	35
2	計画の重点課題	45
第3章	基本的な視点及び理念等	47
1	基本的な視点	48
2	基本理念	48
3	基本方針	49
第4章	具体的な計画の内容	51
第1節	子ども・子育て支援事業の推進	52
1	教育・保育の見込量及び確保方策	52
2	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策	53
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	60
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	60
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	61
6	こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	61
7	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	61
第2節	総合的な子育て支援施策の展開	62
1	誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現	62

2	ライフステージに応じた切れ目ない支援	6 4
3	子育て・子育てを支援するまちづくりの推進	6 8

第5章 計画の推進に向けて 7 3

1	推進体制	7 4
2	点検・評価	7 4

資料編 7 5

1	策定体制	7 6
	越生町子ども・子育て会議設置要綱	7 6
	越生町子ども・子育て会議委員名簿	7 7
	越生町子ども・子育て庁内推進会議設置要綱	7 8
2	策定経過	7 9

第 1 章

計画策定にあたって



越生町のマスコット
「うめりん」

1 計画策定の背景

急速な少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、子ども・子育て家庭の孤立が広がり、育児への負担や不安が増大するなど、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

国においては、平成15年に次世代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成24年に幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

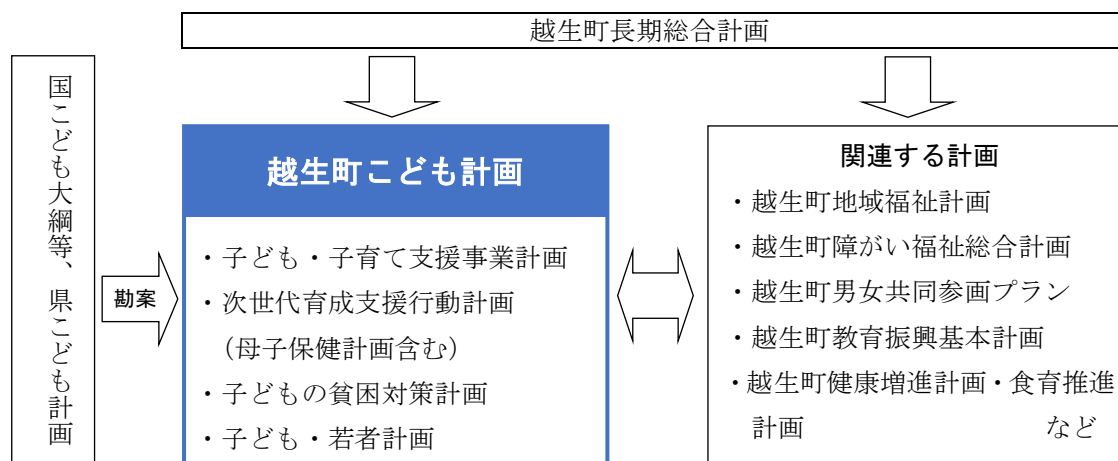
令和5年4月には日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」が閣議決定されました。

本町においても、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「越生町次世代育成支援行動計画」を、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「越生町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育の提供や地域子育て支援事業の提供体制を整備するなど、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

令和6年度に第2期越生町子ども・子育て支援事業計画が計画期間の満了を迎えることから、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを推進していくため、こども大綱を勘案したこども基本法第10条に基づく計画として「越生町こども計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、本町のこども施策の推進に係る基本的な方向性を示したものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（「母子保健計画」を包含）、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、を一体的に策定しています。
- この計画は、「越生町長期総合計画」を上位計画とし、「越生町地域福祉計画」、「越生町障がい福祉総合計画」、「越生町男女共同参画プラン」、「越生町教育振興基本計画」及び「越生町健康増進計画・食育推進計画」などの関連計画との整合性を図りながら、本町の子育てに関する施策を体系化しました。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期越生町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）									
					今回の計画期間				
					越生町こども計画 （令和7年度～令和11年度）				

4 計画の対象

本計画は、「心身の発達の過程にあるすべてのこども」を対象とします。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。また、保護者も対象とするほか、こども・若者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から 概ね18歳まで	概ね18～30歳 ※施策によってはポスト青年期（30～39歳）も含む

「こども」・「子ども」等の表記について

本計画の「こども」の表記については、以下の（１）、（２）の表記方法を採用しています。ただし、アンケートの中の表記については、アンケート実施時の表記としています。

- （１）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- （２）特別な場合とは以下の場合をいう。
 - ①法令等に根拠がある語を用いる場合
 - ②固有名詞を用いる場合（例：既存の予算事業名や組織名など）
 - ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 など

5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育サービスの見込量及び確保策を定めることとされています。

本町では、町全体を一つの教育・保育提供区域とします。

6 策定体制

本計画の策定にあたっては、町内関係団体、学識経験者からなる「越生町子ども・子育て会議」を設置して検討を行いました。また、「越生町子ども・子育て会議」に町内幼稚園、保育園関係者からなる実務者連絡会を設置し、教育・保育事業等のあり方について専門的な見地から、検討を行いました。

施策の総合的かつ効果的な推進を図るために庁内関係各課の職員からなる「越生町子ども・子育て庁内推進会議及び部会」を設置し、各課の個別施策について連携・調整を図りました。

計画策定の基礎資料とするとともに、幅広い町民から意見・要望を把握するため、こども・若者、保護者に対して各種アンケートを実施しました。また、こどもの意見を聴き、計画に反映させるため、グループワークを実施しました。

第2章 越生町のこども・若者と子育て家庭 を取り巻く現状と課題



越生町のマスコット
「うめりん」

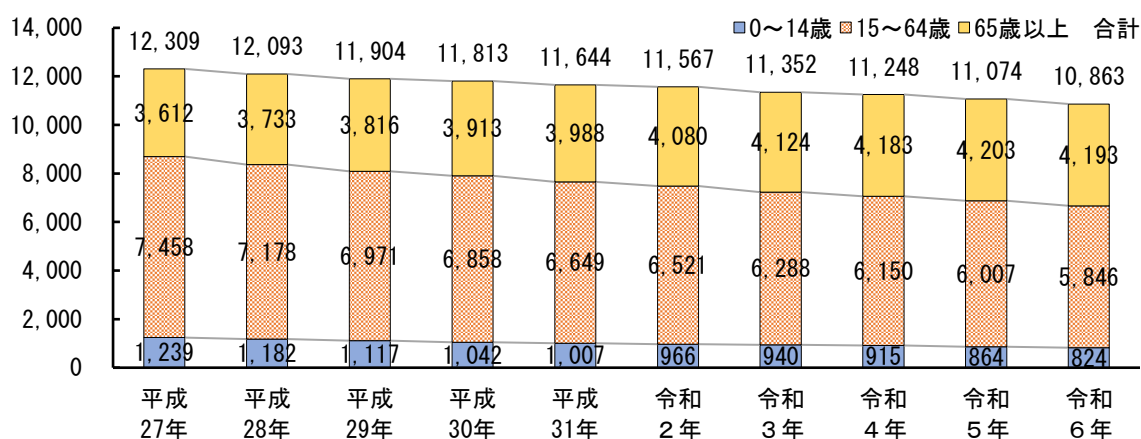
第1節 人口及び世帯の状況

1 総人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の令和6年1月1日現在総人口は、住民基本台帳によると10,863人となっています。平成27年からの推移をみると、減少傾向になっており、10年間で1,446人の減少となっています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口が増加し、15～64歳、0～14歳の人口は減少しています。

■年齢3区分別人口の推移

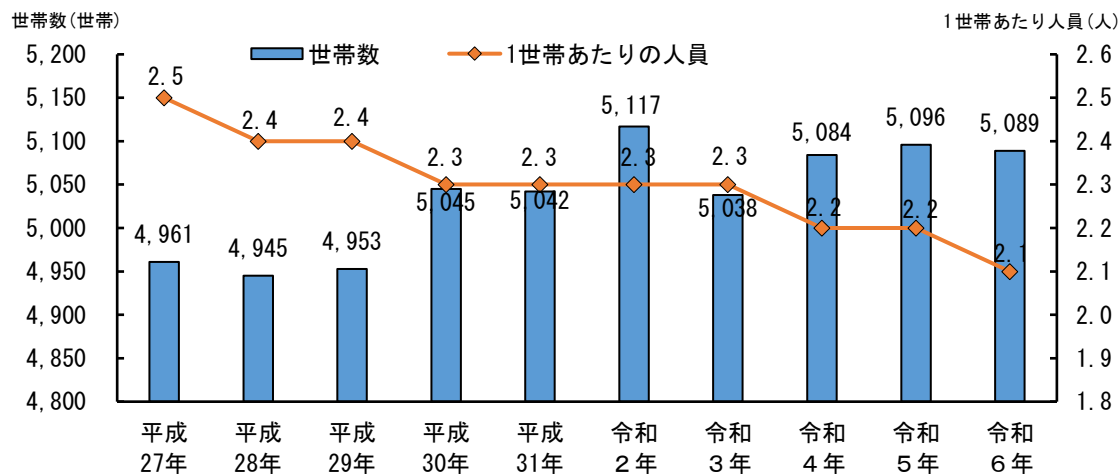


(資料：埼玉県町(丁)字別人口調査 各年1月1日現在)

(2) 世帯数と一世帯あたり人員の推移

本町の令和6年1月1日現在世帯数は、住民基本台帳によると5,089世帯となっています。平成27年からの10年間の推移をみると増加傾向で令和2年1月1日がピークでしたが、令和3年に減少し、以降は横ばいとなっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯あたりの人員は減少しています。

■世帯数及び一世帯あたり人員の推移



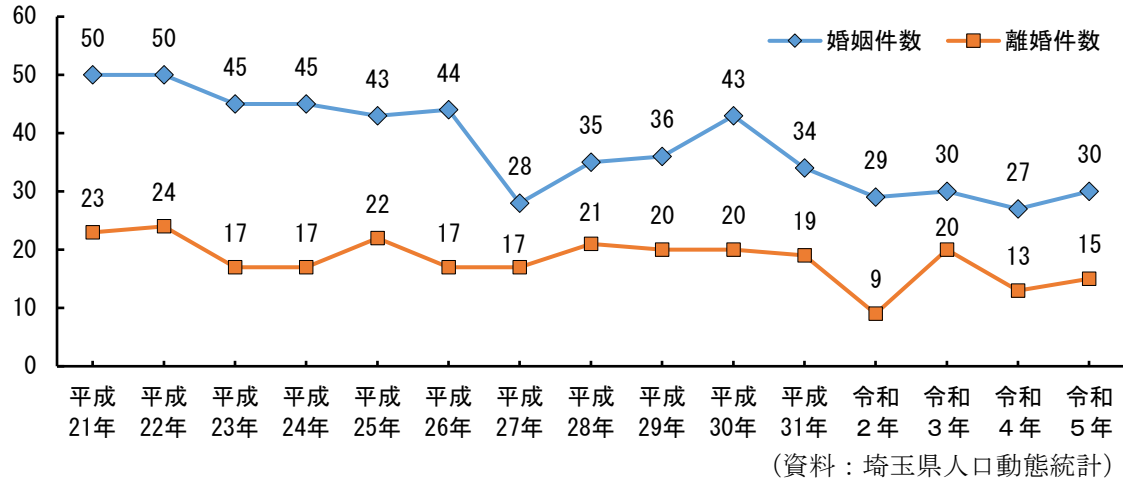
(資料：埼玉県町(丁)字別人口調査 各年1月1日現在)

2 婚姻の状況

(1) 婚姻・離婚件数

令和5年の婚姻件数は30件、離婚件数は15件となっています。婚姻件数について、過去からの推移で見ると概ね減少傾向にあります。

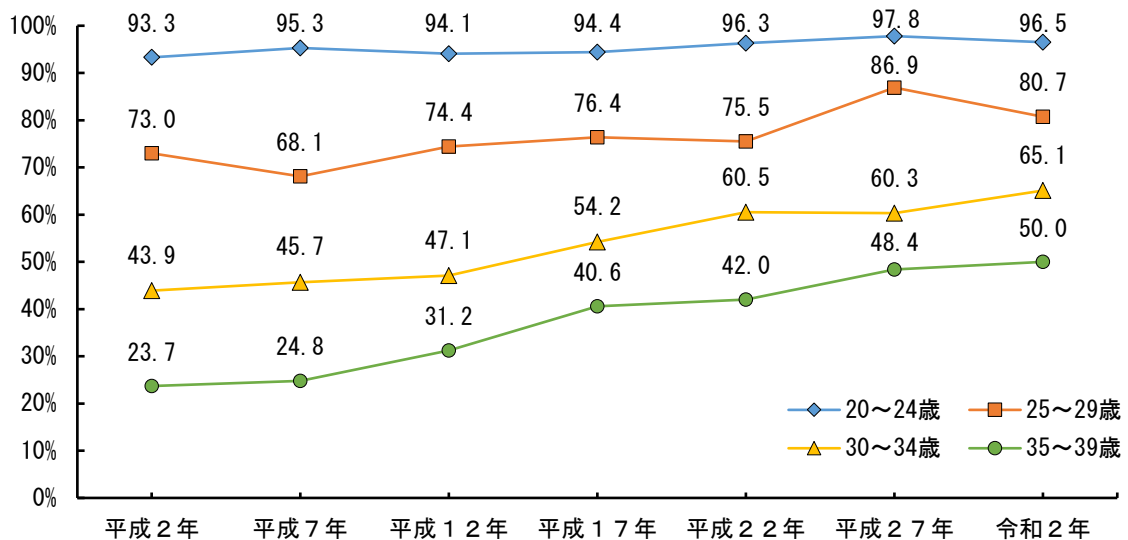
■婚姻・離婚件数の推移



(2) 未婚率の推移

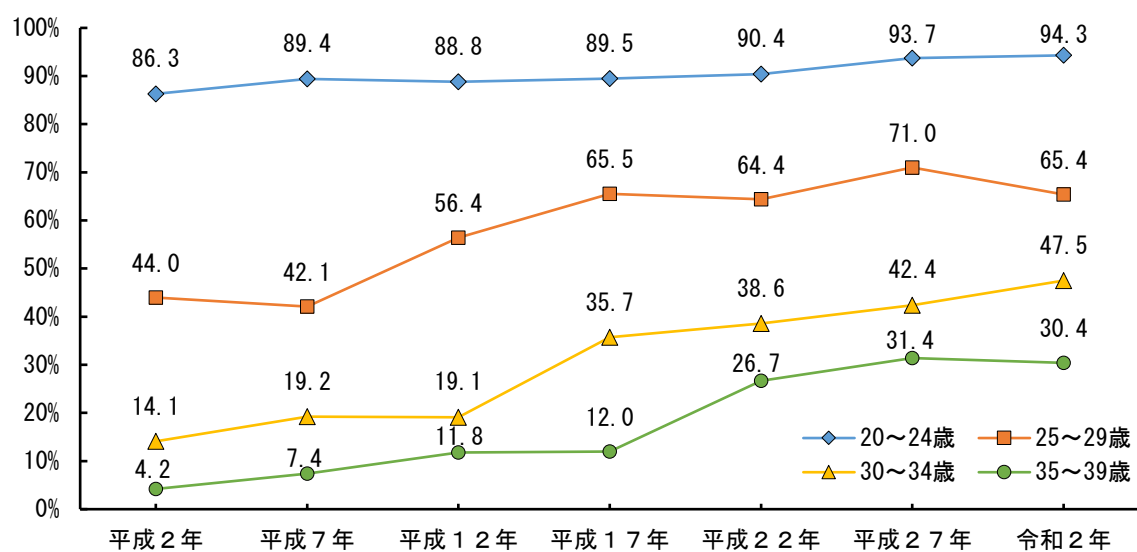
未婚率は、男女ともに年々増加していますが、男女とも平成27年から令和2年にかけて25～29歳の未婚率は減少しています。

■未婚率の推移（男性）



(資料：国勢調査 各年10月1日)

■未婚率の推移（女性）



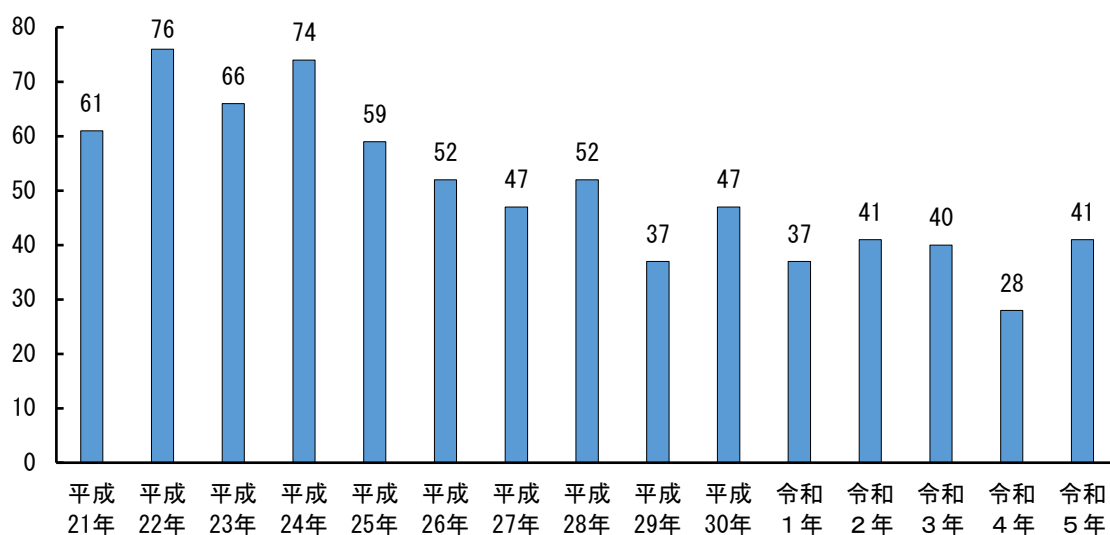
(資料：国勢調査 各年10月1日)

3 出生の状況

(1) 出生数の状況

本町の出生数の推移をみると、平成21年から平成25年までは概ね60～75人の出生数でしたが、それ以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、特に令和4年には28人と激減しています。

■出生数の推移

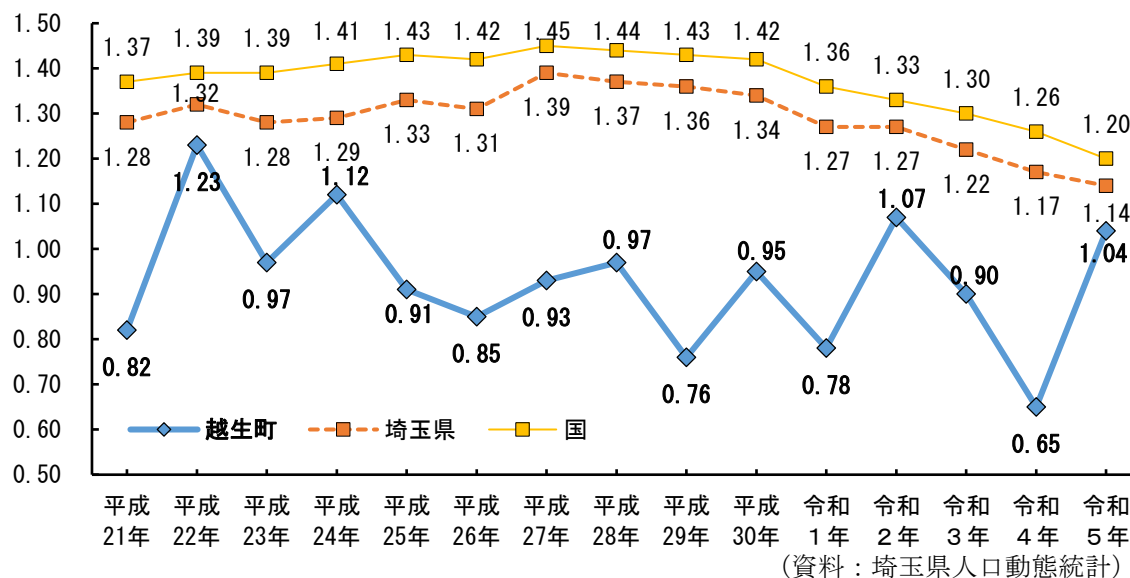


(資料：埼玉県人口動態統計)

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、各年とも、国、埼玉県の数値を下回っており、令和4年は0.65と激減しましたが、令和5年は1.04に上昇しました。

■合計特殊出生率の推移

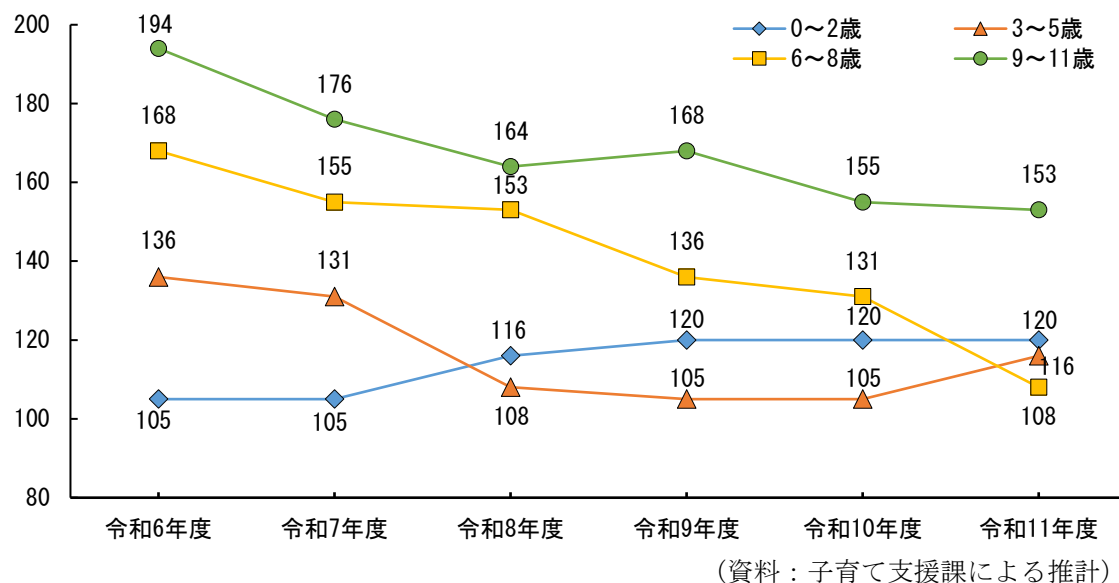


4 将来推計

児童数の将来推計

本町の年齢別人口について、令和6年10月1日の人口をもとに子育て支援課で推計しました。出生数は各年40人で見込んでいるため、令和4年の出生数が少ない影響から、令和8年度の0～2歳児、令和11年度の3～5歳児が増加すると見込んでいますが、全体的にはいずれの年齢層においても減少傾向にあります。

■児童数の将来推計



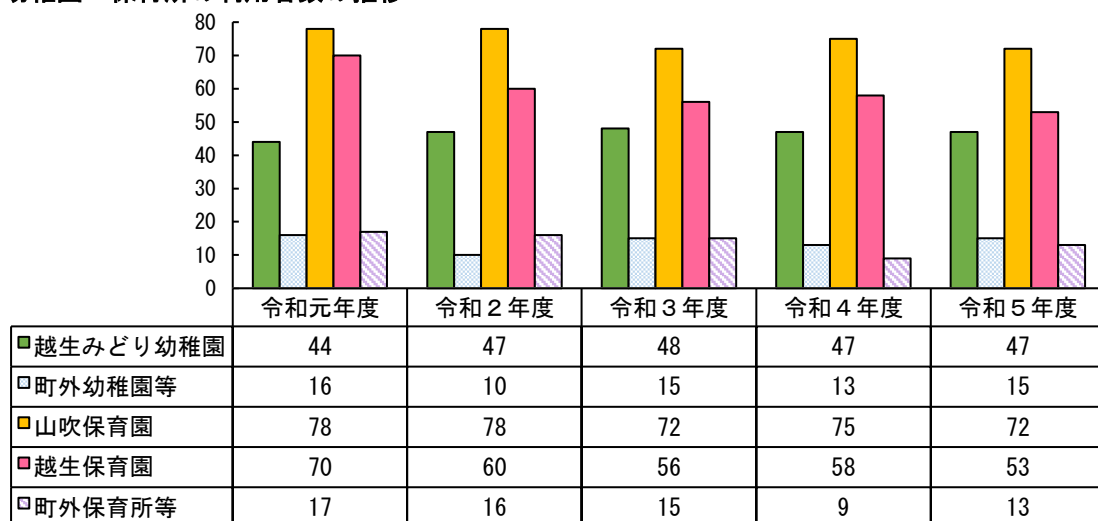
第2節 子育てをめぐる施策の現状

1 教育・保育の利用状況

(1) 幼稚園・保育所の利用状況

本町には、私立幼稚園が1か所、私立保育所が1か所、公立保育所が1か所あり、ほとんどの方がこれらの施設を利用していますが、転入や保護者の意向などにより他市町の幼稚園・保育所等を利用している方もいます。越生みどり幼稚園と山吹保育園の利用者数は横ばいですが、越生保育園の利用者数は減少傾向にあります。

■幼稚園・保育所の利用者数の推移

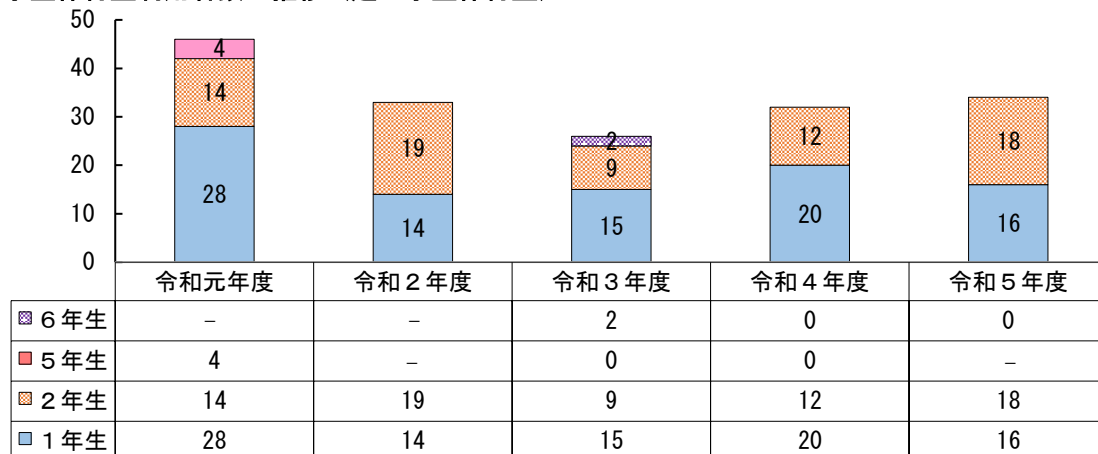


(資料：子育て支援課 各年度末現在)

(2) 学童保育室利用者数の推移

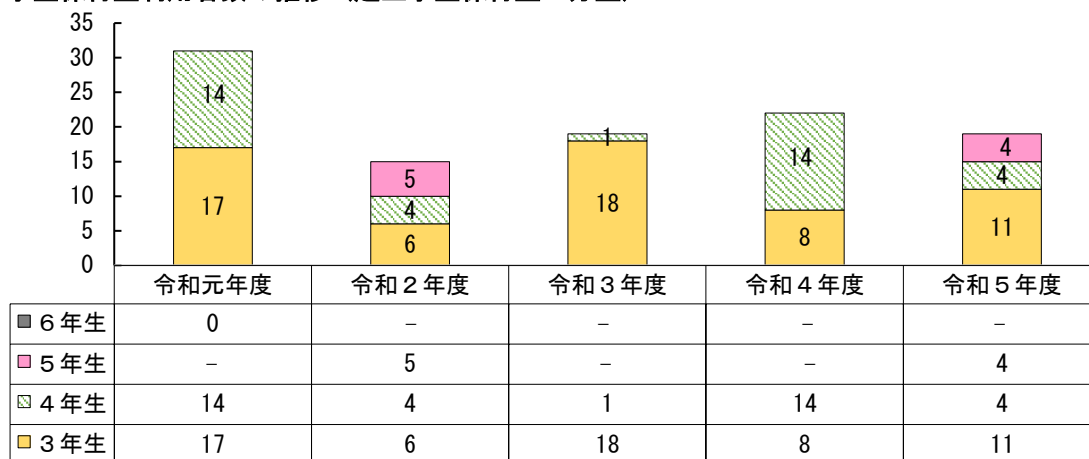
越生小学校の学童保育室利用者数の推移をみると、令和元年度は多く、それ以降はほぼ横ばいの利用数となっています。学年によって利用者数に差がみられますが、小学5・6年生になると、夏休みのみ利用するなどにより、年度末時点では利用者が少ない傾向にあります。

■学童保育室利用者数の推移（越生学童保育室）



(資料：子育て支援課 各年度末現在)

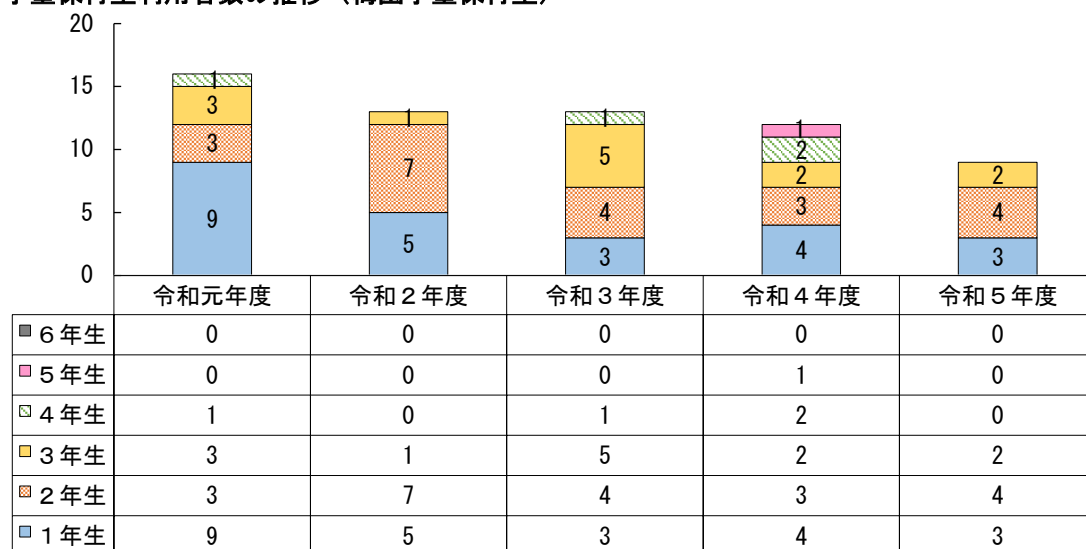
■学童保育室利用者数の推移（越生学童保育室・分室）



（資料：子育て支援課 各年度末現在）

梅園小学校の学童保育室利用者数の推移をみると、小学3年生までは利用者が一定数いますが、小学4年生以上は少ない傾向にあります。

■学童保育室利用者数の推移（梅園学童保育室）



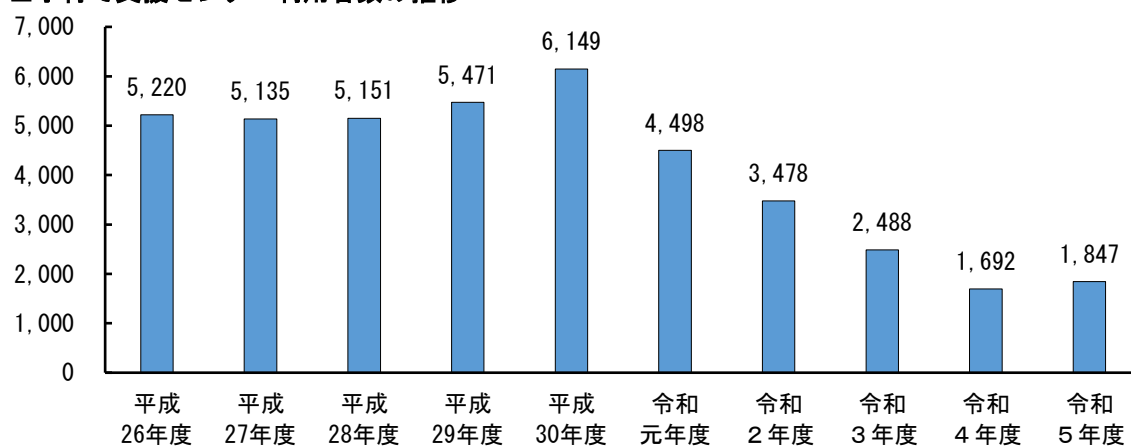
（資料：子育て支援課 各年度末現在）

2 子育て施策の現状

(1) 子育て支援センター利用者数の推移

本町の子育て支援センターは1か所で、利用者数は平成30年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度以降は減少し、令和5年度の保護者とこどもの利用者数延べ件数は、1,847人となっています。

■子育て支援センター利用者数の推移

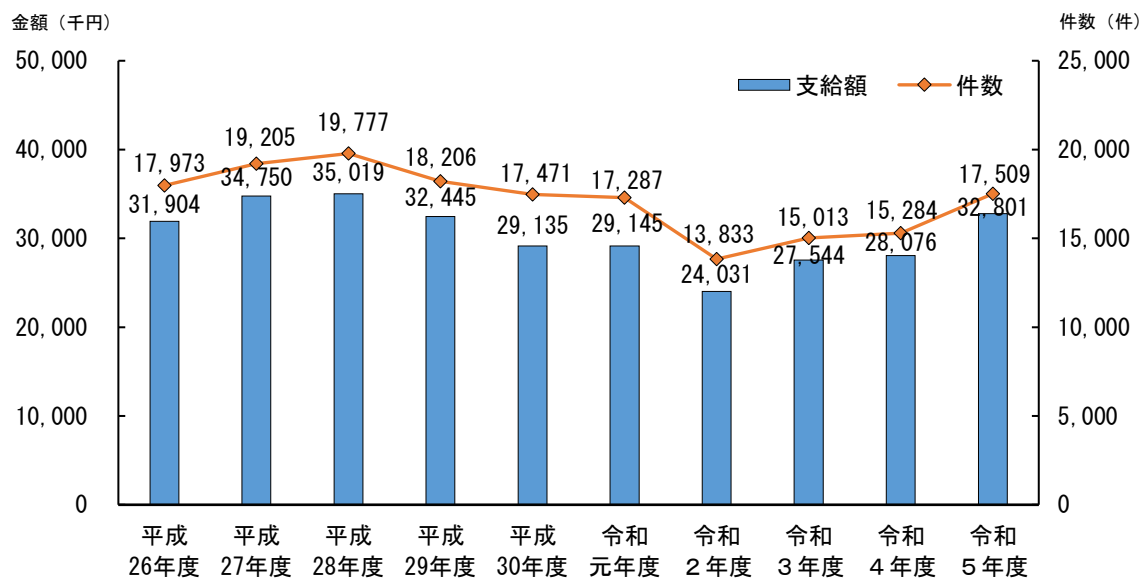


(資料：越生町行政報告書)

(2) こどもの医療費支給件数と金額の推移

こどもの医療費支給事業は、こどもが医療機関等に受診した際の保険診療の一部負担金を支給する事業です。平成24年度から高校3年生までに支給対象者を拡大し、令和4年10月からは県内の指定医療機関窓口払い無料化を実施しました。令和5年度の支給件数は17,509件、支給額は32,801千円となっています。

■こどもの医療費支給件数と金額の推移



(資料：越生町行政報告書)

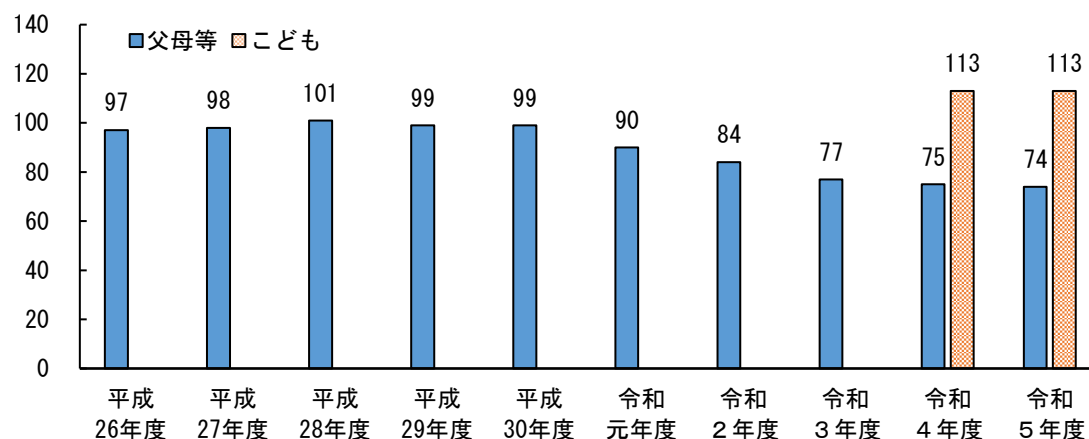
※金額は千円未満四捨五入しています。令和4年10月から福祉医療の優先順位を変更したため、こども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費のこども分を合算した件数及び金額としています。

(3) ひとり親家庭等医療費支給事業支給対象者の推移

ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭等が医療機関等に受診した際の保険診療の一部負担金を支給する事業です。

父母等の支給対象者の推移は、平成30年度までは100人前後でしたが、それ以降は減少し、令和6年3月末現在は、父母等は74人、こどもは113人となっています。

■ひとり親家庭等医療費支給事業支給対象者の推移



(資料：越生町行政報告書 各年度末現在)

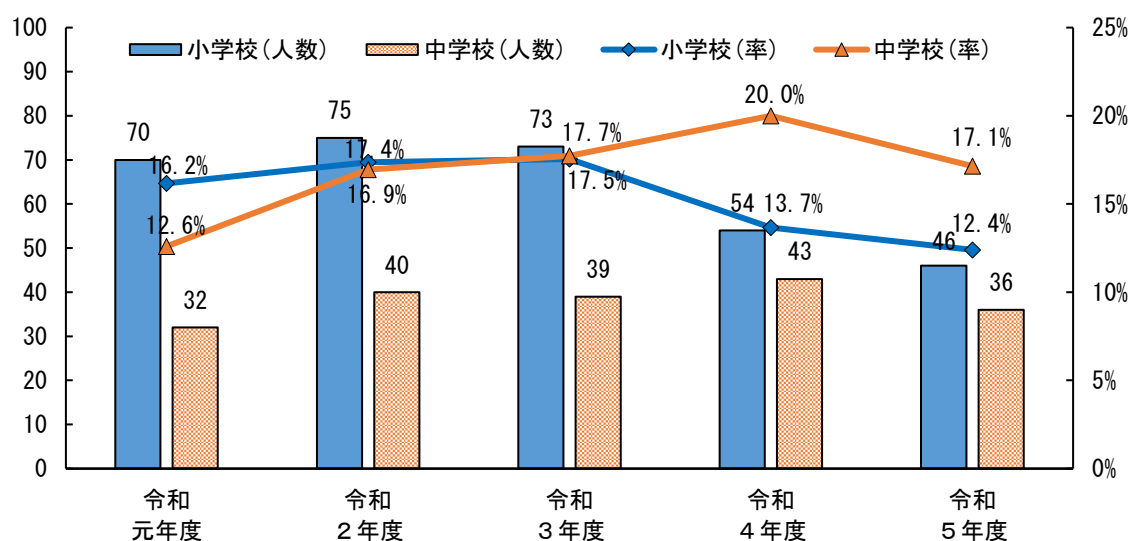
※令和4年10月から福祉医療の優先順位を変更したため、ひとり親家庭等のこどもは、ひとり親家庭等医療費支給事業となりました。令和4年度以降はこどもの人数も掲載しています。

(4) 就学援助支給人数と受給率の推移

就学援助は、経済的理由によって就学困難と認められる町内小中学校の児童・生徒の保護者に対して、入学用品費、学用品費、修学旅行費等を支給する事業です。

就学援助支給人数(受給率)の推移は、令和5年度は、小学校が46人(12.4%)、中学校が36人(17.1%)となっています。

■就学援助支給人数と受給率の推移



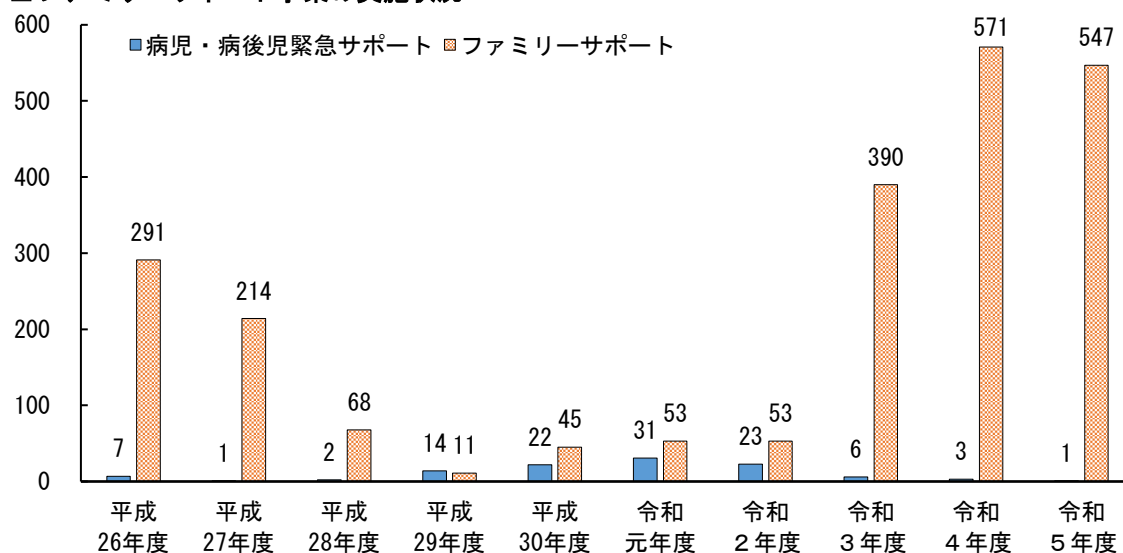
(資料：学務課)

(5) ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業は、子育てをしている父母等が急な用事などの際にこどもを預かるサービスです。越生町では平成23年1月から病児・病後児緊急サポート及びファミリーサポートを実施しています。

令和5年度の実績は、病児・病後児緊急サポートが1件、ファミリーサポートが547件となっています。令和3年度から利用件数が増加しています。その主な要因は、定期利用する利用会員が増えたことによるものです。

■ファミリーサポート事業の実施状況

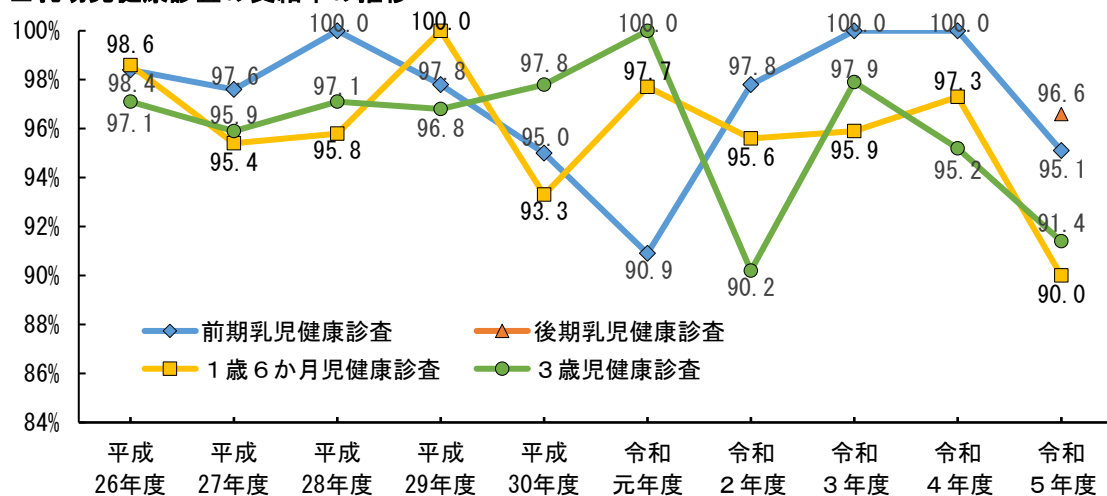


(資料：越生町行政報告書)

(6) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を実施しています。令和5年度から乳児健康診査は前期（3～5か月）と後期（9～11か月）の2回実施しています。令和5年度の受診率は前期乳児健康診査が95.1%、後期乳児健康診査が96.6%、1歳6か月児健康診査が90.0%、3歳児健康診査が91.4%となっています。

■乳幼児健康診査の受給率の推移



(資料：越生町行政報告書)

第3節 ニーズ調査の主な結果

1 子育て支援に関するアンケート

1-1 調査の概要

(1) 調査の目的

この計画を策定するにあたって、子育て家庭の保育サービス等の利用状況や利用意向、子育て支援に関する意見、要望を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象

次のとおり、就学前児童調査と小学生調査の2種類の調査を実施しました。

就学前児童調査

対 象 者：就学前児童（平成29年4月2日から令和5年12月31日までに生まれた子ども）がいる全世帯

調査方法：①町内幼稚園・保育園に通園している方には、幼稚園・保育園を通じて配付・回収
②町内幼稚園・保育園に通園していない方には、郵送による配付・回収
③礼状を対象者全員に配付

調査期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）

小学生調査

対 象 者：小学1年生～4年生（平成25年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた子ども）がいる全世帯

調査方法：①町内の小学校に通学している方には、小学校を通じて配付・回収
②町内の小学校に通学していない方には、郵送による配付・回収
③礼状を対象者全員に配付

調査期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）

(3) 対象者数及び回収率

就学前児童調査

対象者数：285人

有効回収数：188人

有効回収率：66.0%

小学生調査

対象者数：225人

有効回収数：187人

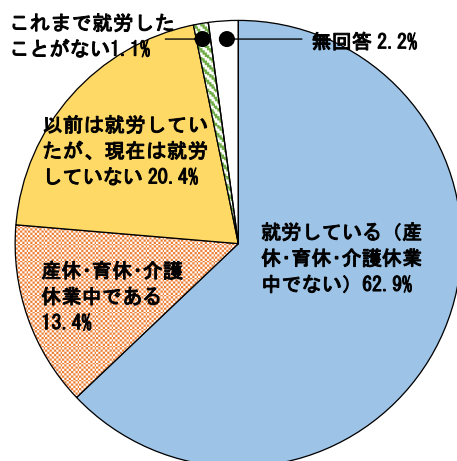
有効回収率：83.1%

1-2 就学前児童調査の結果

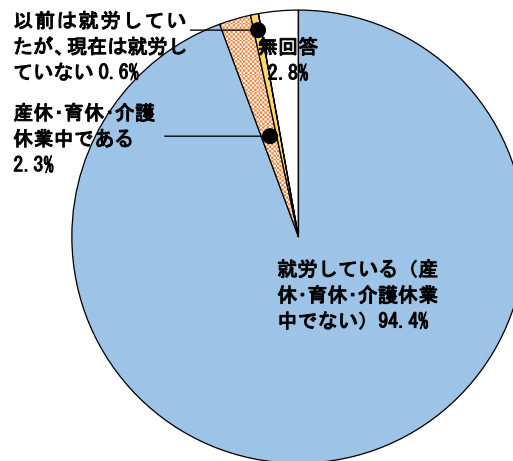
(1) 母親・父親の就労状況

母親の就労状況は「就労している」が62.9%、「産休・育休・介護休業中である」が13.4%と就労している母親は7割を超えています。父親の就労状況は「就労している」が94.4%と、就労している父親は9割を超えています。

母親の就労状況（回答者数 186 人）



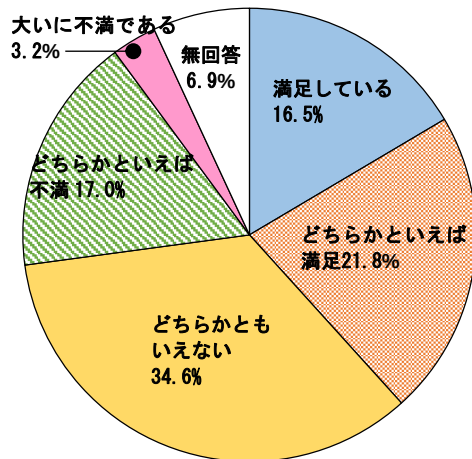
父親の就労状況（回答者数 177 人）



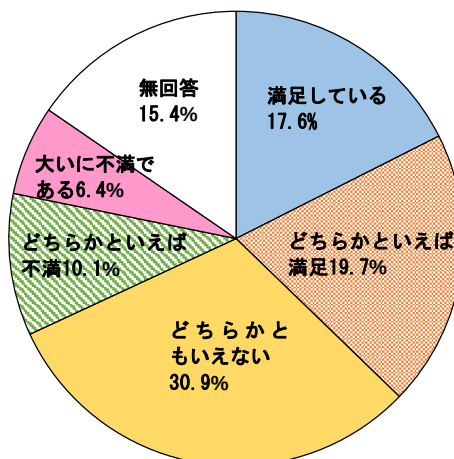
(2) 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の満足度

満足度について、「満足している」・「どちらかといえば満足」を合わせた割合をみると、母親が38.3%、父親が37.3%となっています。

母親（回答者数 188 人）



父親（回答者数 188 人）

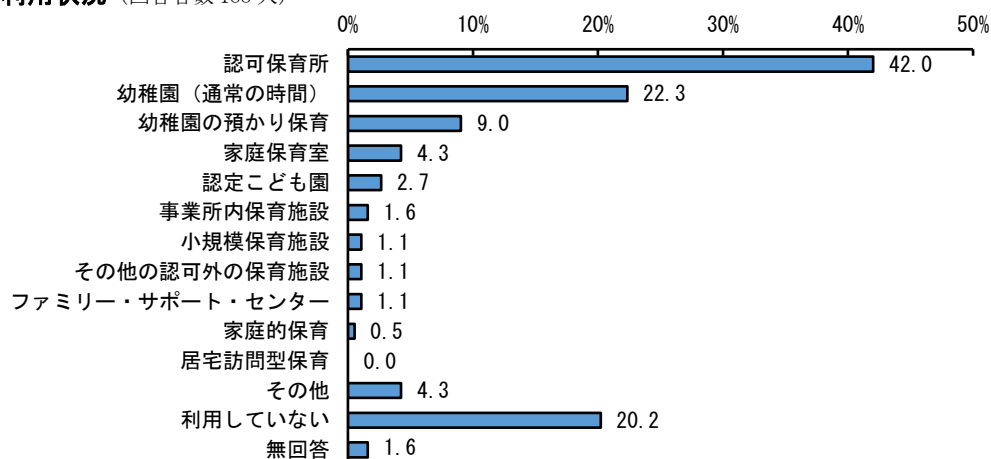


（３）幼稚園・保育所等の平日の定期的な利用状況と利用意向

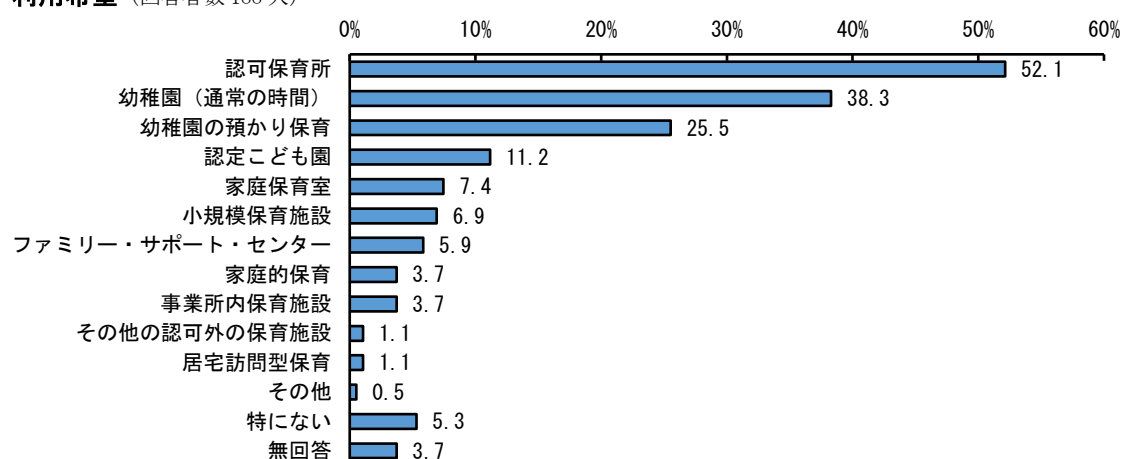
利用場所については、「認可保育所」が42.0%、「幼稚園」22.3%となっています。「利用していない」は20.2%となっています。

今後の利用意向については、「認可保育所」が52.1%、「幼稚園（通常の時間）」が38.3%となっています。

利用状況（回答者数 188 人）

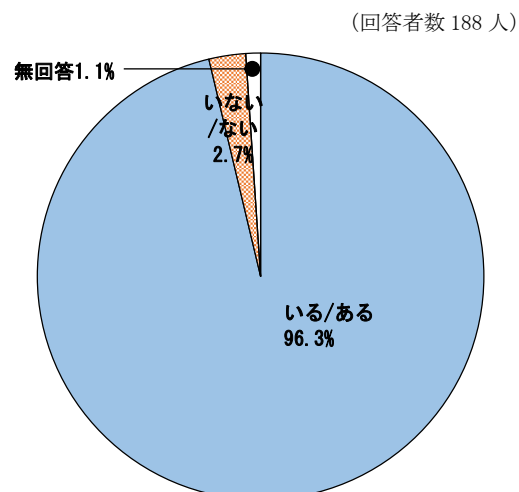


利用希望（回答者数 188 人）



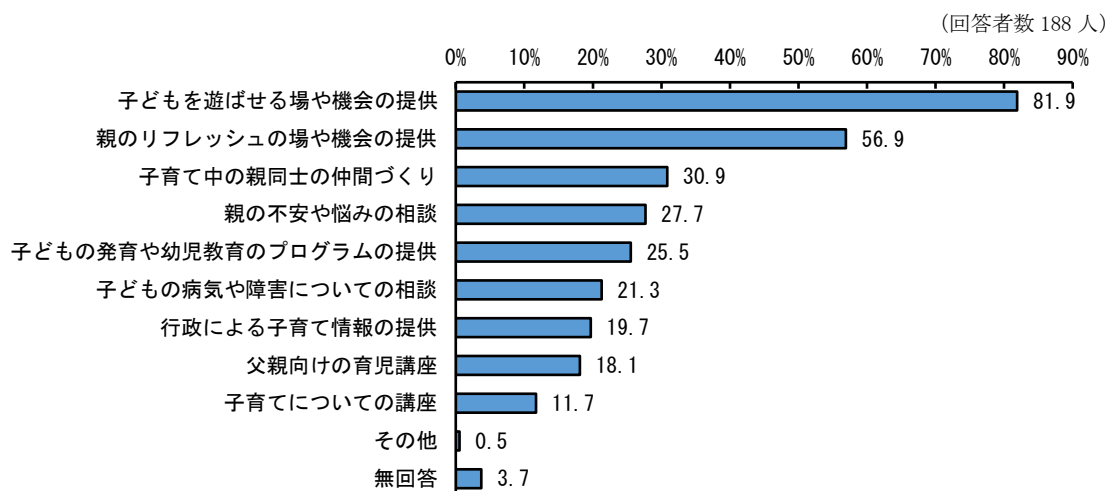
（４）子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無

気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる／ある」が96.3%、「いない／ない」が2.7%となっています。



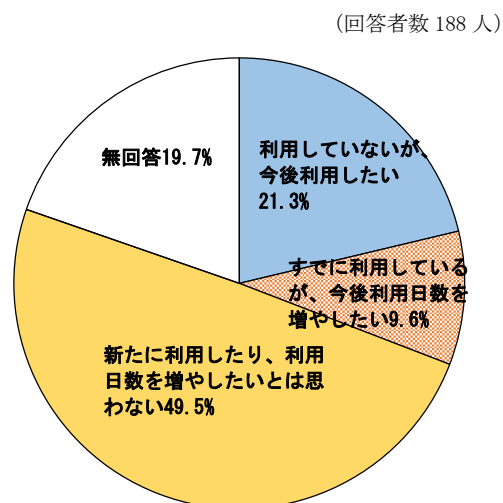
（５）子育て（教育を含む）をする上で望むサポート

子育て（教育を含む）をする上で望むサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が81.9%で最も多くなっています。



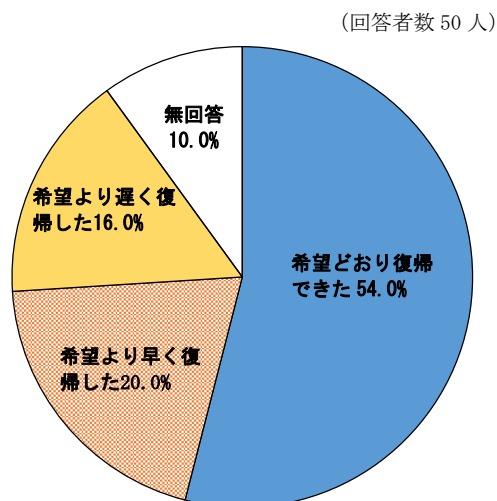
（６）子育て支援センター「すくすく」の利用意向

利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」21.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」9.6%と利用を増やしたい人が30.9%となっています。



（７）育児休業からの復帰の状況

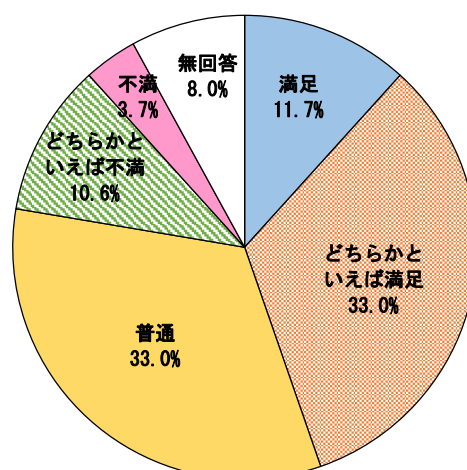
母親の育児休業からの復帰については、「希望どおり復帰できた」が54.0%、「希望よりも早く復帰した」が20.0%、「希望よりも遅く復帰した」が16.0%であり、これらを合わせると36.0%が“希望どおりでなかった”と回答しています。



（８）越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度

(回答者数 188 人)

越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度については、「満足」が 11.7%、「どちらかといえば満足」が 33.0%となっています。

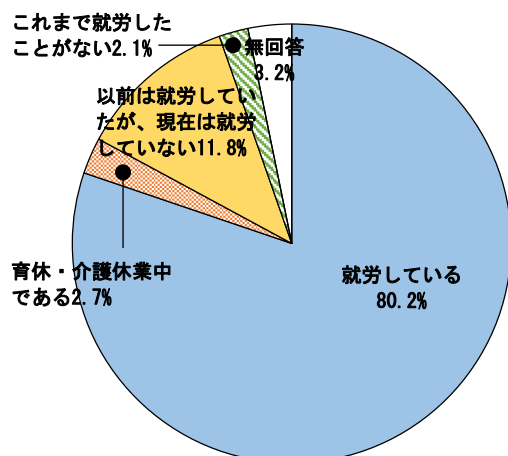


1-3 小学生調査の結果

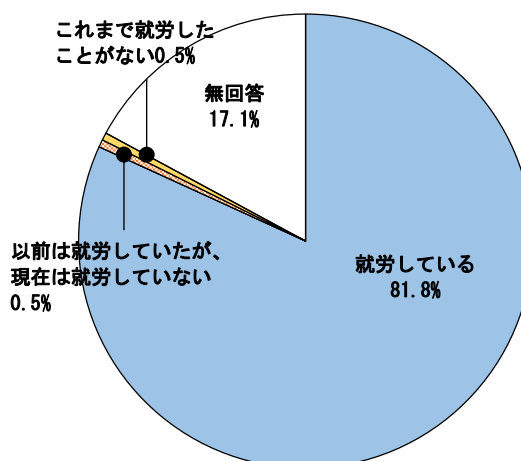
（１）母親・父親の就労状況

母親の就労状況は「就労している」が 80.2%、「産休・育休・介護休業中である」が 2.7%と就労している母親が 8 割を超えています。父親の就労状況は「就労している」が 81.8%と、就労している父親も 8 割を超えています。

母親の就労状況 (回答者数 187 人)



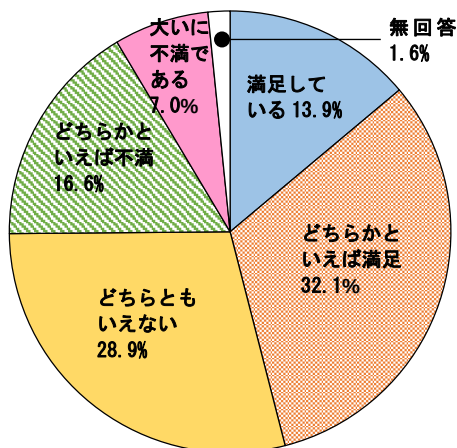
父親の就労状況 (回答者数 187 人)



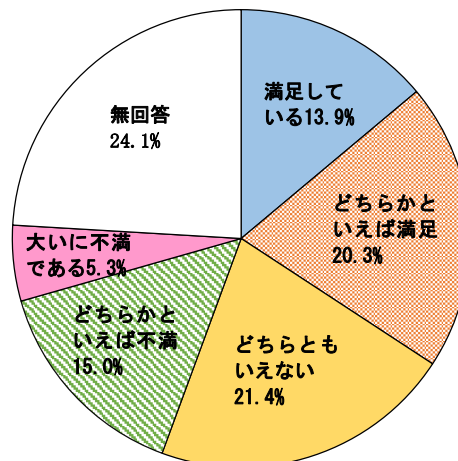
（２）仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の満足度

満足度について、「満足している」・「どちらかといえば満足」を合わせた割合をみると、母親が46.0%、父親が34.2%となっています。

母親（回答者数 187 人）



父親（回答者数 187 人）

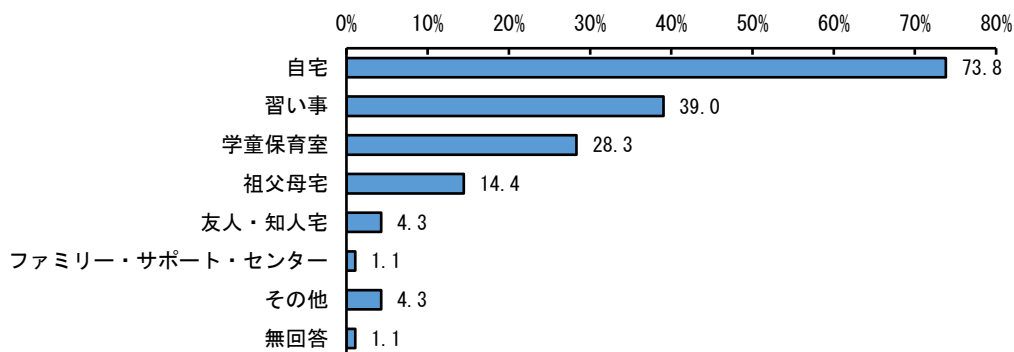


（３）現在の放課後の過ごし方

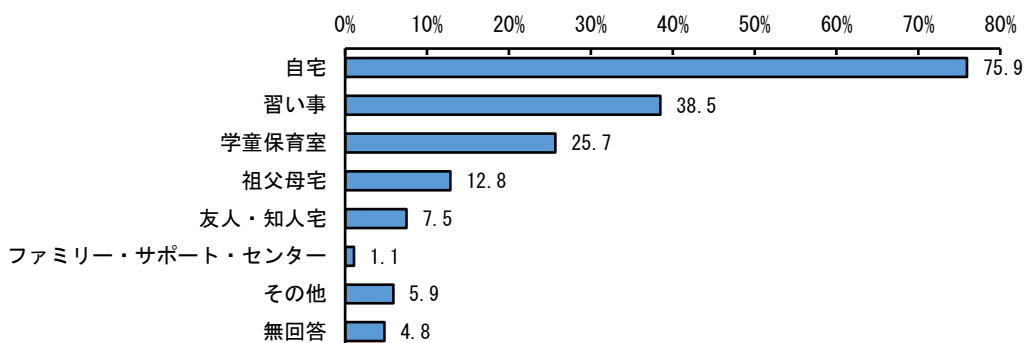
現在の放課後の時間を過ごす場所については、「自宅」が73.8%と最も多く、「学童保育室」は28.3%となっています。

放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が75.9%と最も多く、「学童保育室」は25.7%となっています。

現在の放課後の過ごし方（回答者数 187 人）

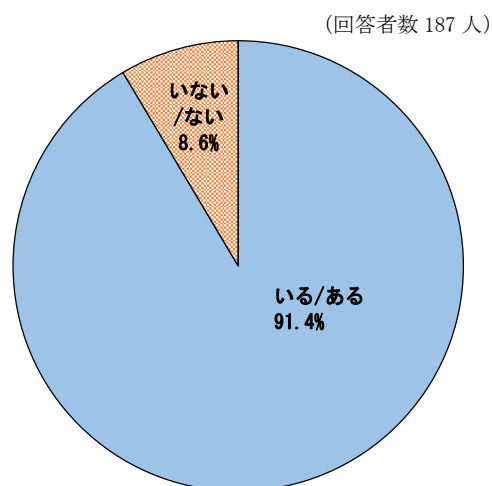


希望の放課後の過ごし方（回答者数 187 人）



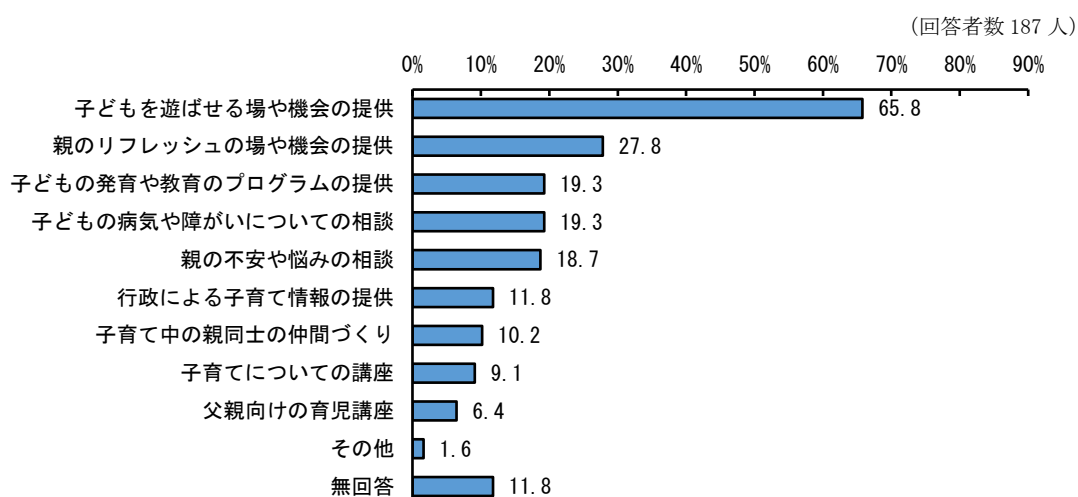
（４）子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無

気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる／ある」が91.4%、「いない／ない」が8.6%となっています。



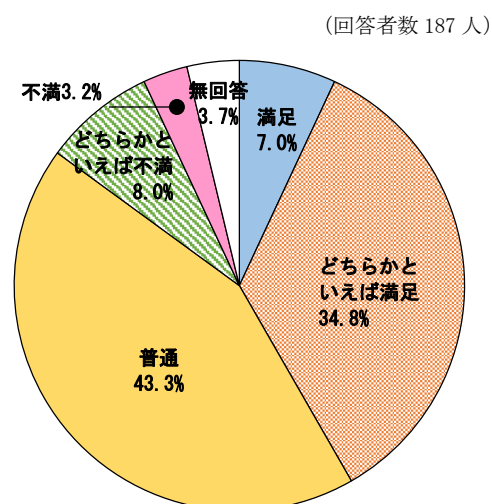
（５）子育て（教育を含む）をする上で望むサポート

子育て（教育を含む）をする上で望むサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が65.8%で最も多くなっています。



（６）越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度

越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度については、「満足」が7.0%、「どちらかといえば満足」が34.8%となっています。



2 こどもの生活実態調査

2-1 調査の概要

(1) 調査の目的

この計画を策定するにあたって、こどものいる家庭の生活状況やこどもの様子、また子育ての悩みや困りごと等の実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象

次のとおり、保護者調査（こどもの貧困）と児童・生徒調査（こどもの貧困）、児童・生徒調査（ヤングケアラー）の3種類の調査を実施しました。

対 象 者：越生小学校、梅園小学校の小学5・6年生の児童とその保護者及び越生中学校の中学1・2年生の生徒とその保護者

調査方法：①学校を通じて配付・回収

※保護者調査（こどもの貧困）と児童・生徒調査（こどもの貧困）は、同封して提出し、回答者番号を共有しました。

②礼状を対象者全員に配付

調査期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）

(3) 対象者数及び回収率

保護者調査（こどもの貧困）

対象者数：290人

有効回収数：252人

有効回収率：86.9%

児童・生徒調査（こどもの貧困）

対象者数：290人

有効回収数：249人

有効回収率：85.9%

児童・生徒調査（ヤングケアラー）

対象者数：290人

有効回収数：260人

有効回収率：89.7%

2-2 保護者調査（こどもの貧困）の結果

（１）こどもの学年別にみた生活困難層の割合

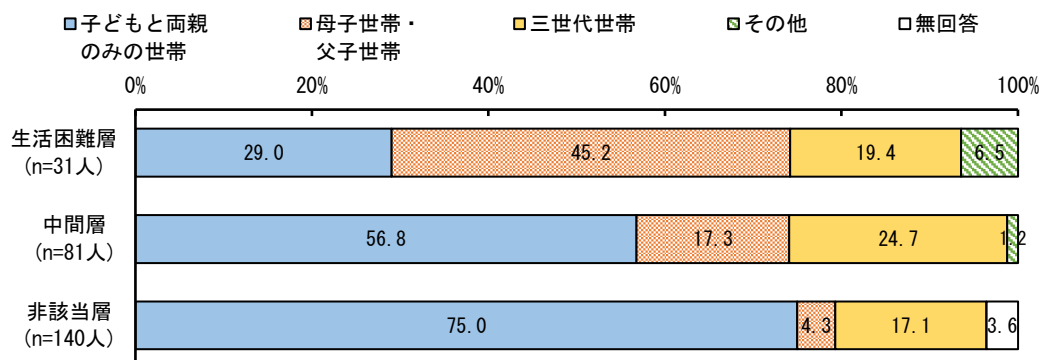
所得状況や家庭・生活状況の結果から、「生活困難層」「中間層」「非該当層」の3区分にしました。生活困難層の割合は、全体では12.3%でした。

これをこどもの学年別にみると、小学5年生または小学6年生では14.0%、中学1年生または中学2年生では10.5%となっています。

区分	回答者総数	こどもの学年		
		小学5・6年生	中学1・2年生	無回答
回答者総数	252 (100.0)	129 (100.0)	114 (100.0)	9 (100.0)
生活困難層	31 (12.3)	18 (14.0)	12 (10.5)	1 (11.1)
中間層	81 (32.1)	46 (35.7)	33 (28.9)	2 (22.2)
非該当層	140 (55.6)	65 (50.4)	69 (60.5)	6 (66.7)

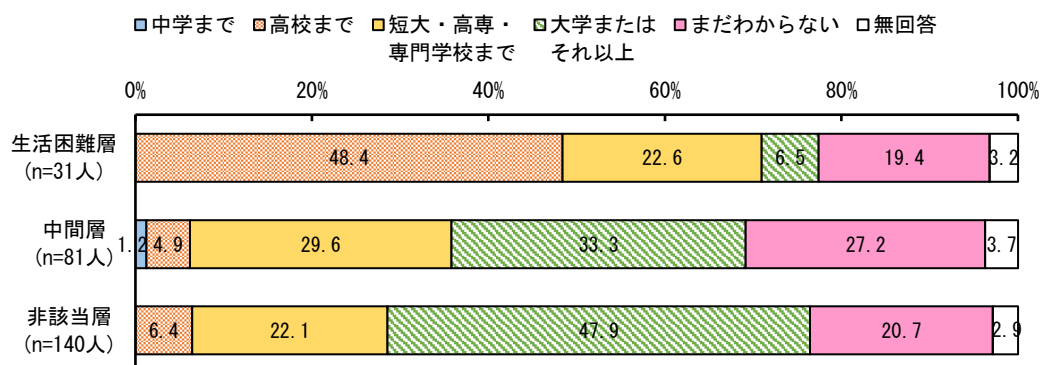
（２）家族構成

生活困難層は、他の回答者に比べて「母子世帯・父子世帯」が45.2%と高くなっています。



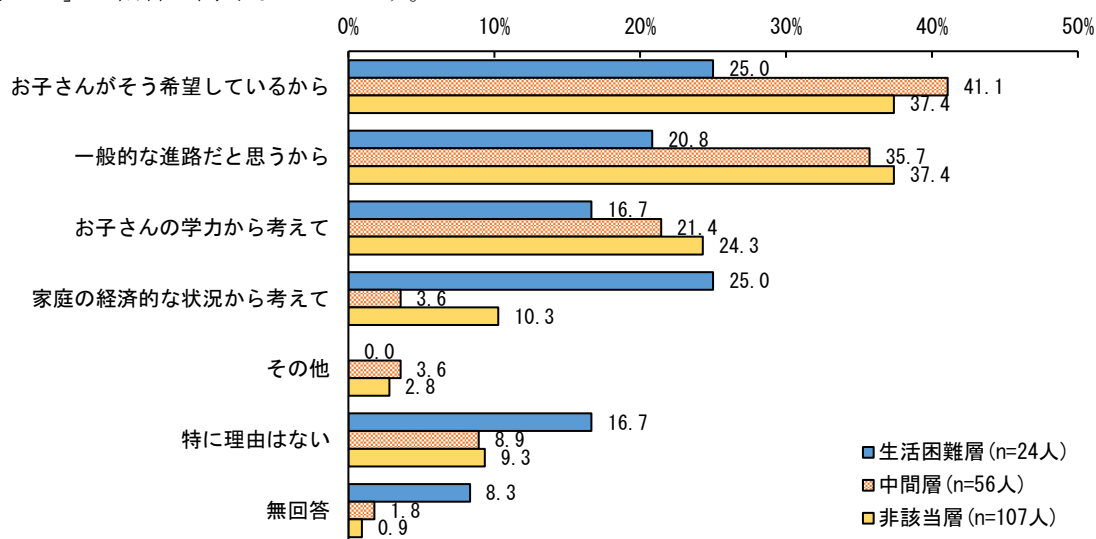
（３）将来の進学への意向

生活困難層は、他の回答者に比べて「高校まで」が48.4%と高く、「大学またはそれ以上」が6.5%と低くなっています。



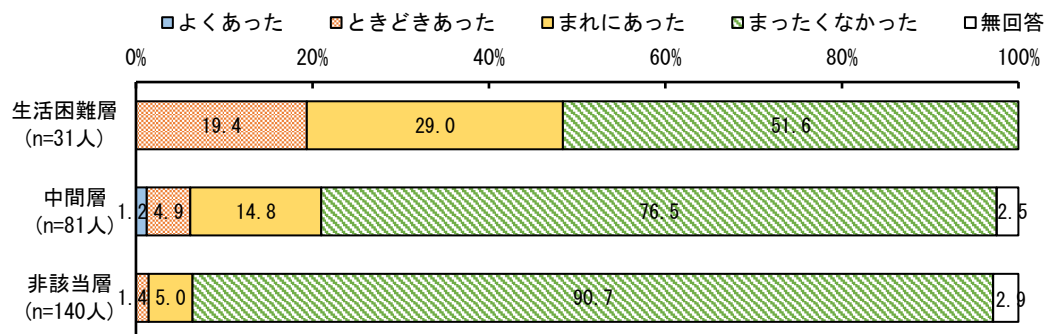
（４）進学したい理由

生活困難層は、他の回答者に比べて「お子さんがそう希望しているから」、「一般的な進路だと思うから」及び「お子さんの学力から考えて」の割合が低く、「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が高くなっています。



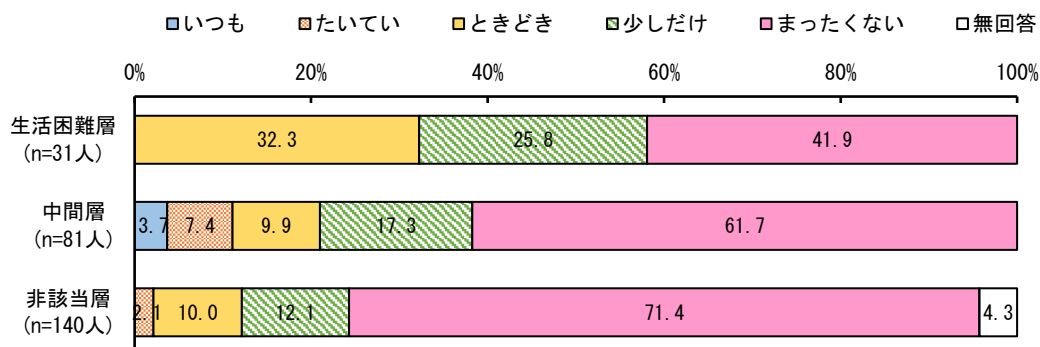
（５）食料が買えなかった経験の有無

生活困難層は、他の回答者に比べて「ときどきあった」が19.4%、「まれにあった」が29.0%と高くなっています。



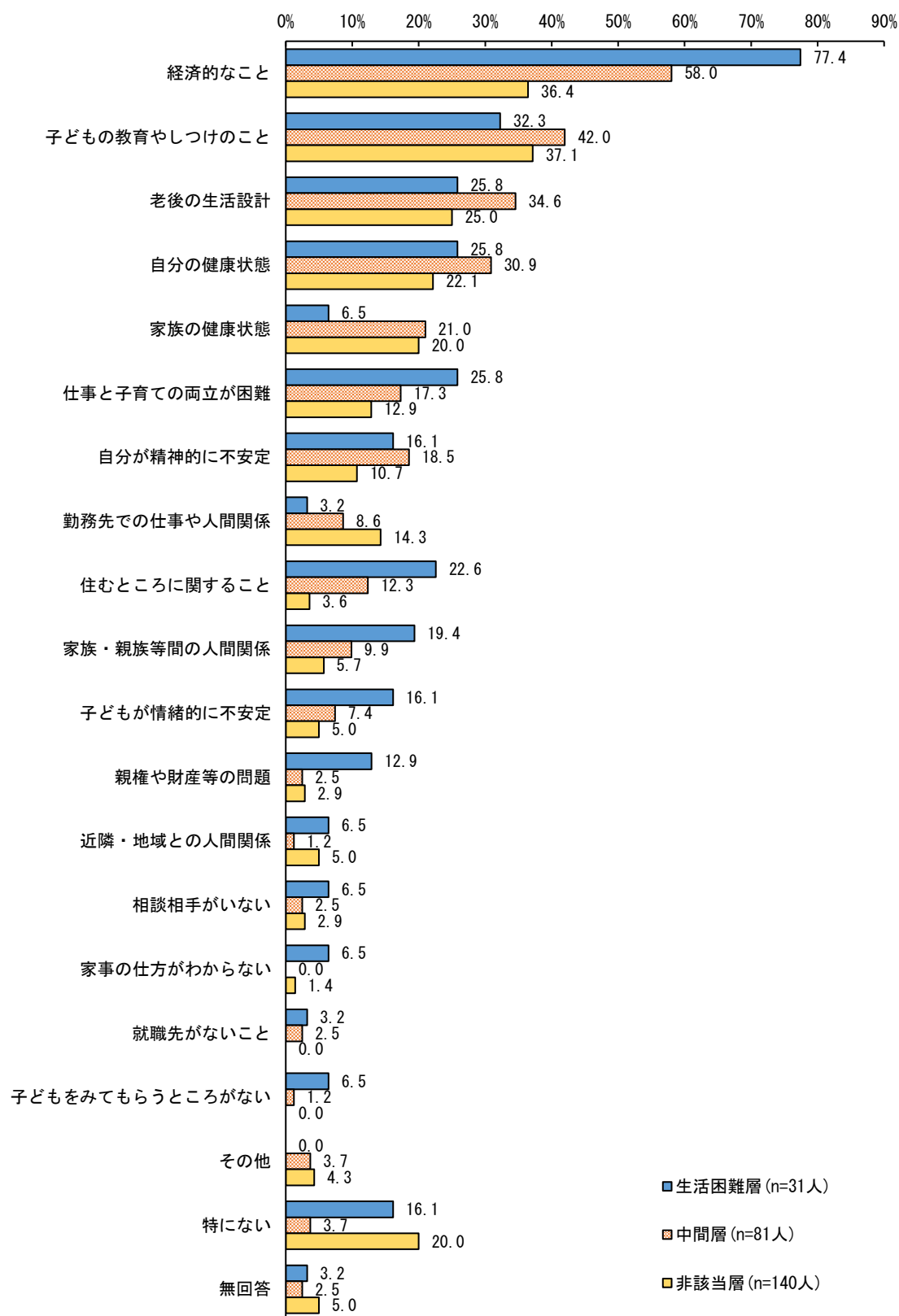
（６）この1か月間の気持ちの状況 絶望的だと感じた

生活困難層は、絶望的だと感じたにおいて「ときどき」が32.3%、「少しだけ」25.8%と高く、「まったくない」が41.9%と低くなっています。



(7) 現在の悩みや不安に感じていること

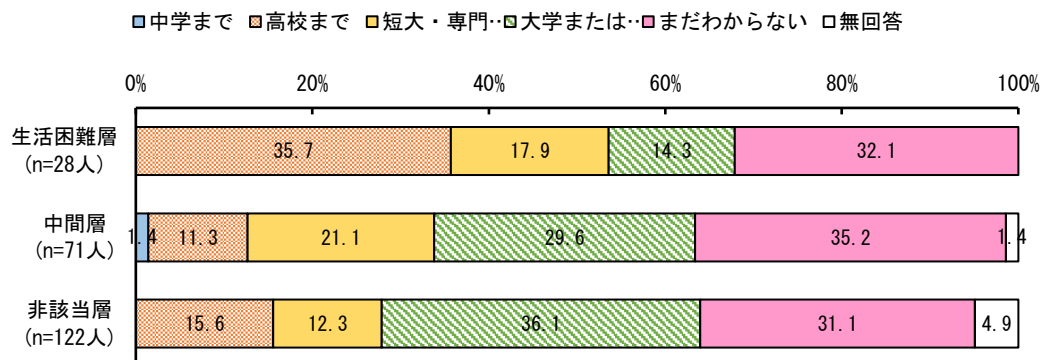
生活困難層は、他の回答者に比べて「経済的なこと」「仕事と子育ての両立が困難」「住むところに関すること」「家族・親族等間の人間関係」「子どもが情緒的に不安定」などの割合が高くなっています。



2-3 児童・生徒調査（こどもの貧困）の結果

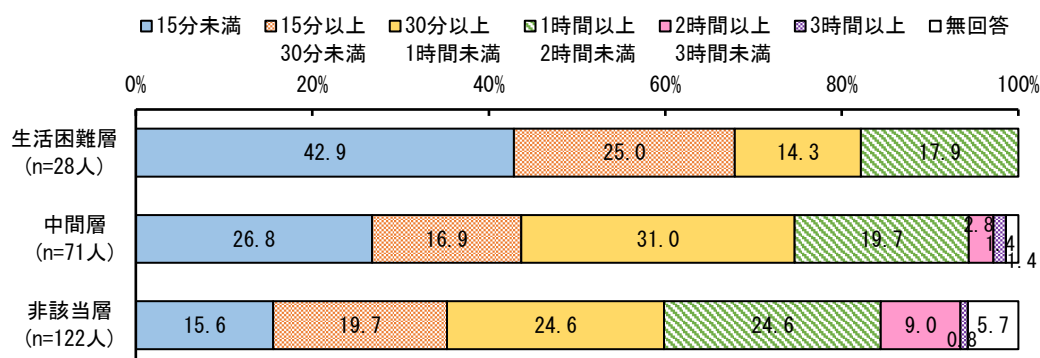
（１）将来の進学への意向

生活困難層は、他の回答者に比べて「高校まで」が35.7%と高くなっています。



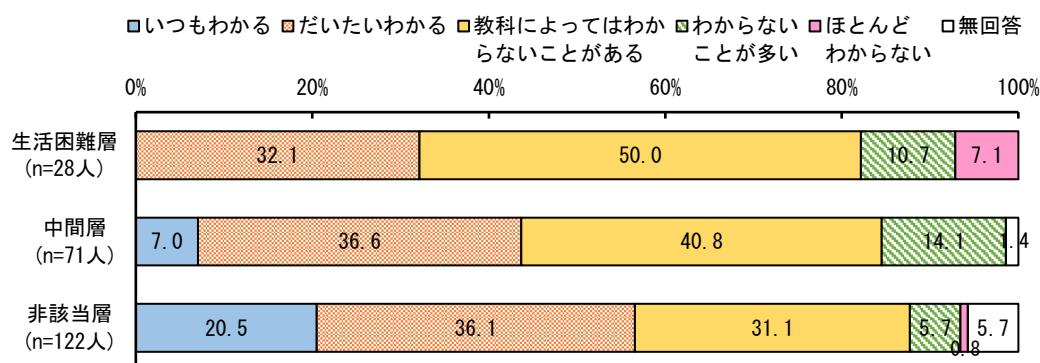
（２）平日の勉強時間

生活困難層は、他の回答者に比べて「15分未満」が42.9%と高くなっています。



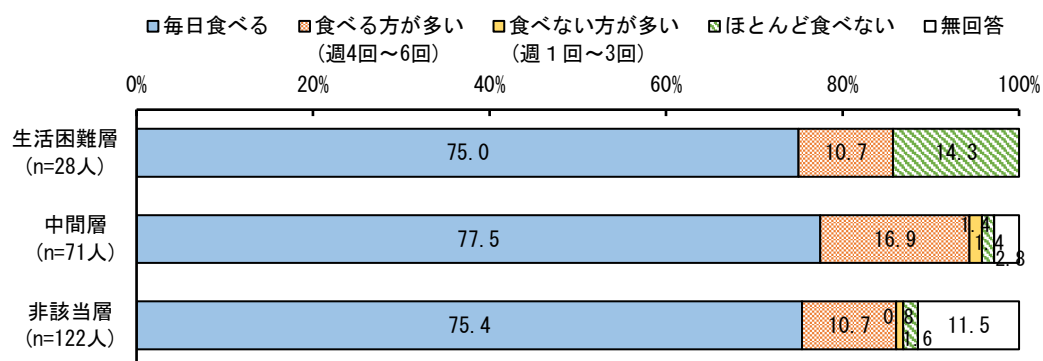
（３）授業がわからないことの有無

生活困難層は、他の回答者に比べて「教科によってはわからないことがある」が50.0%、「ほとんどわからない」が7.1%と高くなっています。



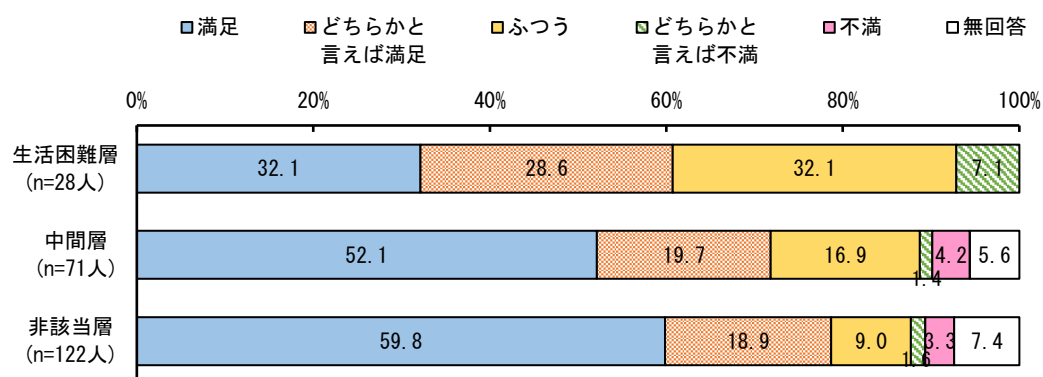
(4) 朝食や夕食の摂食頻度

生活困難層は、他の回答者に比べて「ほとんど食べない」が14.3%と高くなっています。



(5) 生活の満足度

生活困難層は、他の回答者に比べて「満足」が32.1%と低くなっています。



2-4 児童・生徒調査（ヤングケアラー）の結果

（1）世話をしている家族についてとその影響

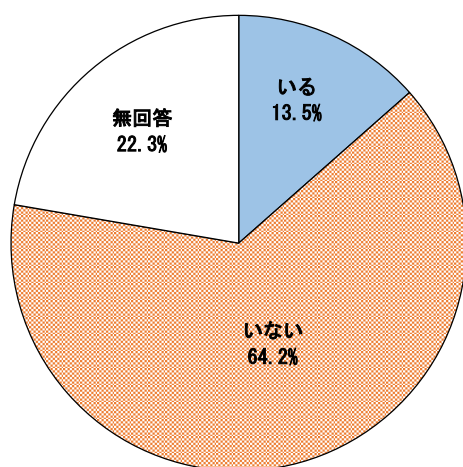
世話をしている家族の有無は、「いる」が13.5%（35人）と回答しています。

そのうち、世話をしている家族については、「妹や弟」が62.9%（22人）で最も多く、「母親」が20.0%（7人）で続いています。

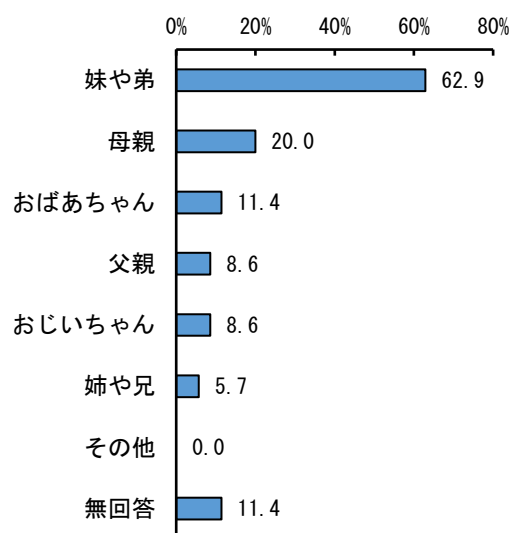
世話の内容は、きょうだいのお世話が48.6%、家事が40.0%、身の回りのお世話が25.7%と続いています。

世話をすることによる影響は、特にない80.0%及び無回答5.7%を除く、14.3%（5人）が“影響がある”と回答しています。

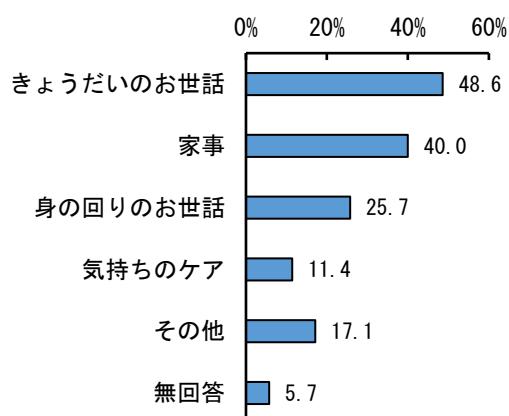
世話をしている家族の有無（回答者数 260 人）



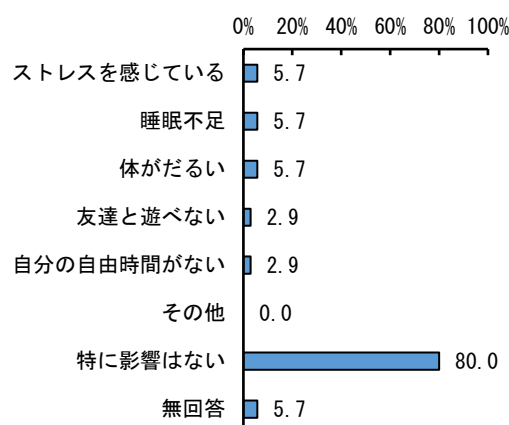
世話をしている家族（回答者数 35 人）



世話の内容（回答者数 35 人）



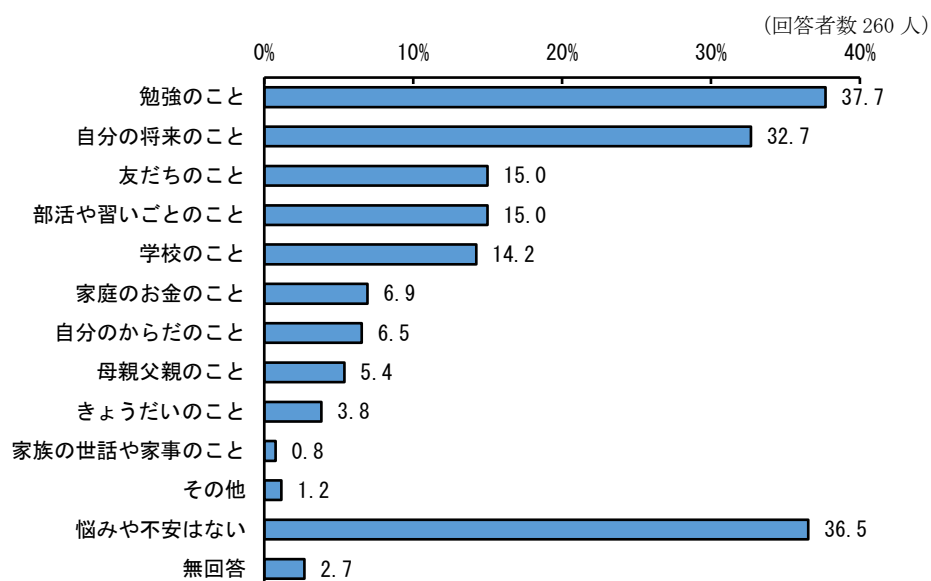
世話をすることによる影響（回答者数 35 人）



※選択肢「学校を休むことが多くなっている」、「学校への遅刻が多くなっている」、「習い事ができない」、「宿題をする時間がない」、「授業に集中できない」、「成績が落ちた」、「まわりの人と話が合わない」、「お世話について話せる人がいなくて、自分だけだと感じる」、「ご飯をしっかりと食べられない」は該当者がいませんでした。

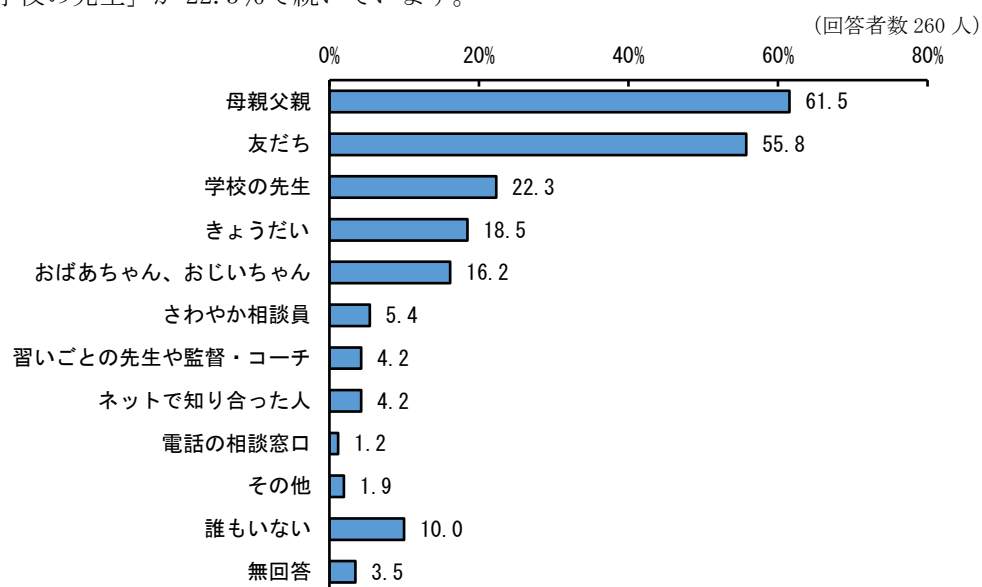
（２）現在の悩みや不安

現在の悩みや不安については、「勉強のこと」が37.7%で最も多く、次いで「自分の将来のこと」が32.7%、「友だちのこと」及び「部活や習いごとのこと」がともに15.0%が続いています。



（３）悩みや不安の相談相手

悩みや不安の相談相手については、「母親父親」が61.5%で最も多く、次いで「友だち」が55.8%、「学校の先生」が22.3%が続いています。



3 子ども・若者の意識と生活に関する調査

3-1 調査の概要

(1) 調査の目的

この計画を策定するにあたって、子どもや若者世代の現状や結婚・出産に関する意識等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象

対象者：町内在住の15歳以上39歳未満の方（昭和60年4月2日生～平成21年4月1日生）から無作為で抽出した600人

調査方法：①調査対象者にQRコードを掲載した通知を送付し、「越生町電子申請・届出サービス」により調査を実施

②札状を対象者全員に配付

調査期間：令和6年8月8日（木）から令和6年9月10日（火）

(3) 対象者数及び回収率

対象者数：600人

有効回収数：253人

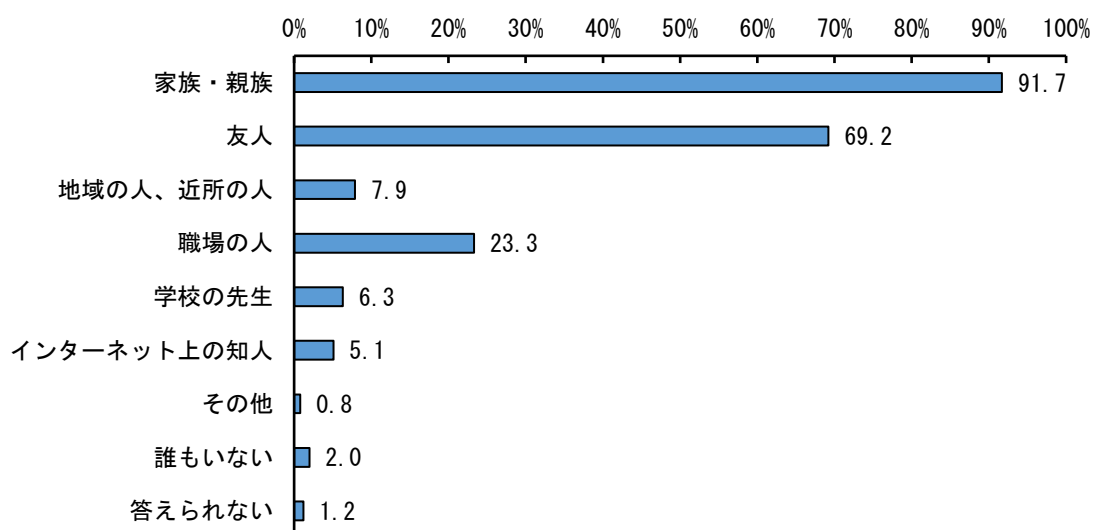
有効回収率：42.7%

3-2 調査の結果

(1) 世話をしている家族についてとその影響

助けてくれる人は、「家族・親族」が91.7%で最も多く、次いで「友人」が69.2%と続いています。「誰もいない」が2.0%となっています。

（回答者数 253人）

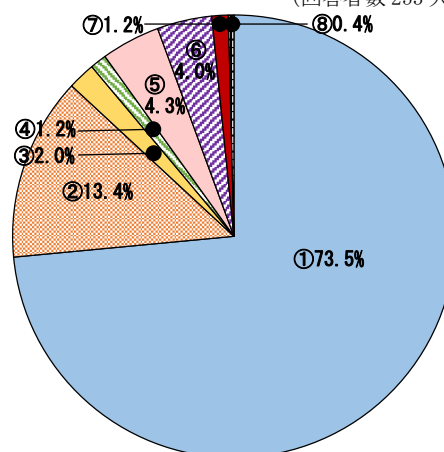


(2) 外出の状況

外出の状況は、外出頻度の少ない「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」が合わせて、9.9%となっています。

(回答者数 253 人)

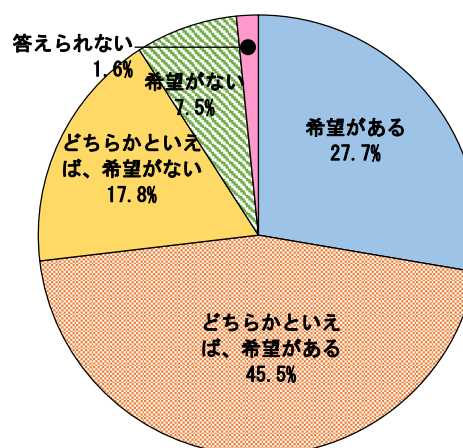
- ①仕事や学校で平日は毎日外出する：73.5%
- ②仕事や学校で週に3～4日外出する：13.4%
- ③遊び等で頻繁に外出する：2.0%
- ④人付き合いのためにときどき外出する：1.2%
- ⑤普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する：4.3%
- ⑥普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける：4.0%
- ⑦自室からは出るが、家からは出ない：1.2%
- ⑧自室からほとんど出ない：0.4%



(3) 将来への希望

(回答者数 253 人)

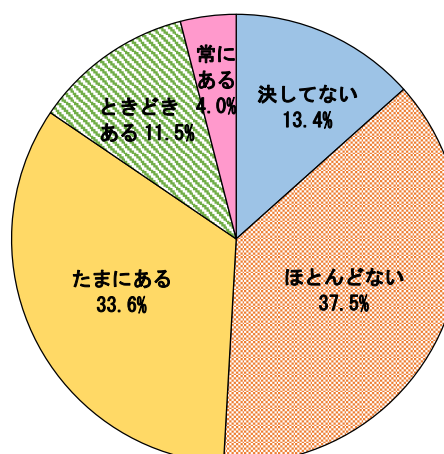
将来への希望は、「希望がある」「どちらかといえば、希望がある」が合わせて73.2%となっています。



(4) 孤独を感じる頻度

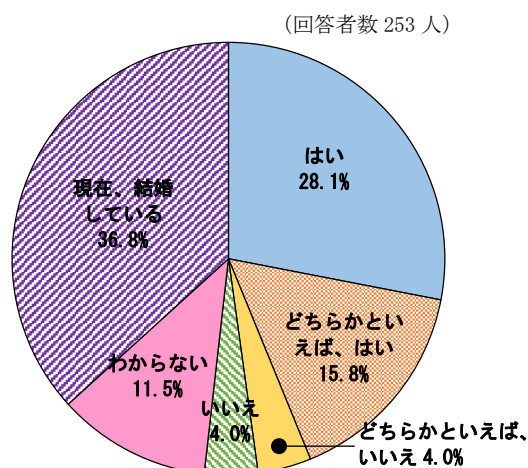
(回答者数 253 人)

孤独であると感じる頻度は、「決してない」「ほとんどない」が合わせて50.9%となっています。「常にある」が4.0%となっています。



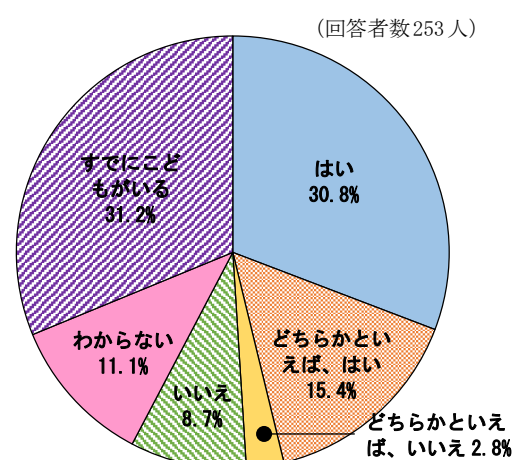
（５）結婚の希望の有無

結婚の希望の有無は、「はい」・「どちらかといえば、はい」が合わせて43.9%、「どちらかといえば、いいえ」・「いいえ」が合わせて8.0%となっています。



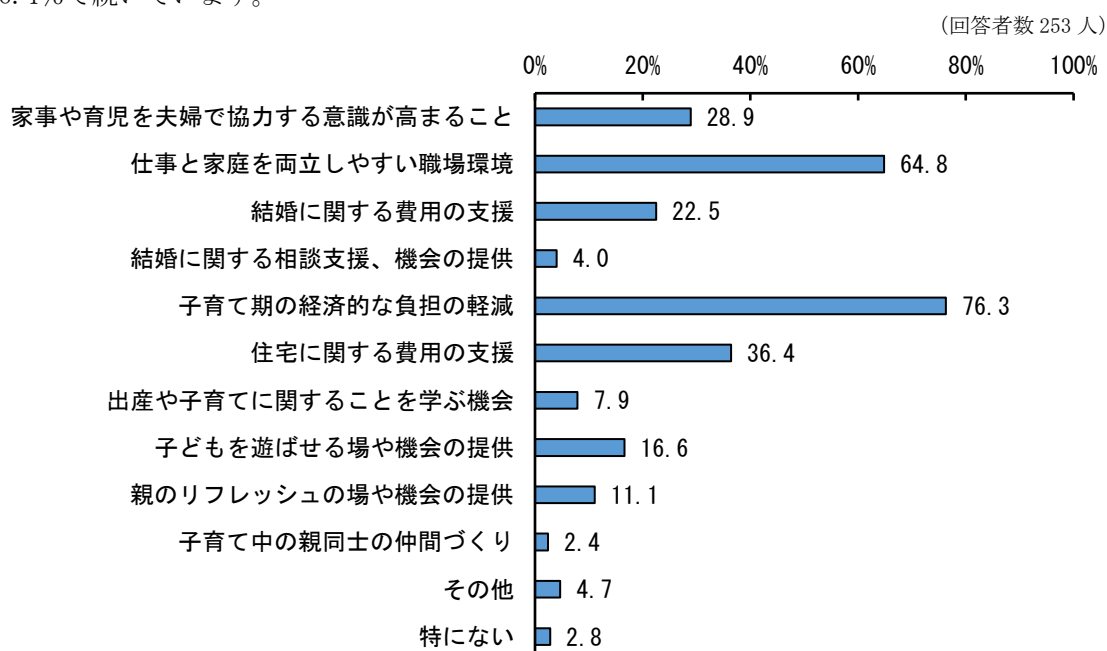
（６）こどもの希望の有無

こどもの希望の有無は、「はい」「どちらかといえば、はい」をあわせて46.2%、「どちらかといえば、いいえ」「いいえ」をあわせて11.5%となっています。



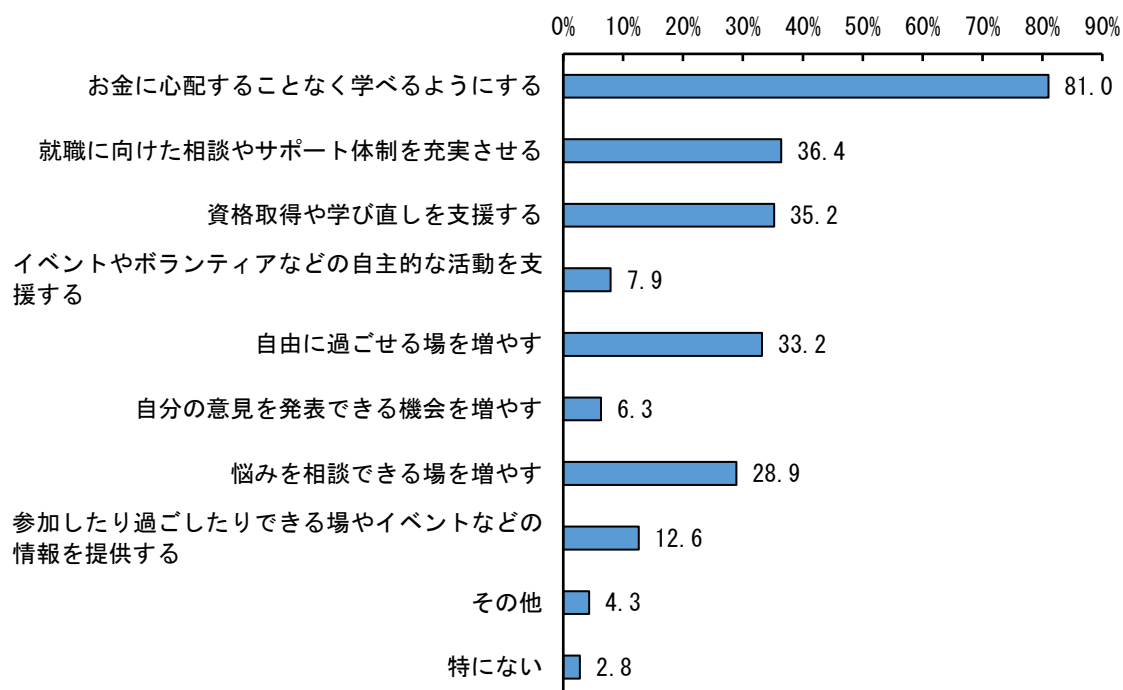
（７）少子化対策に必要な取り組み

少子化対策に必要な取り組みは、「子育て期の経済的な負担の軽減」が76.3%で最も多く、次いで「仕事と家庭を両立しやすい職場環境」が64.8%、「住宅に関する費用の支援」が36.4%で続いています。



(8) こども・若者に必要な取り組み

こども・若者に必要な取り組みは、「お金に心配することなく学べるようにする」が81.0%で最も多く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が36.4%、「資格取得や学び直しを支援する」が35.2%、「自由に過ごせる場を増やす」が33.2%が続いています。
(回答者数 253 人)



第4節 こども・若者、保護者への意見聴取

1 実施方法について

(1) アンケートによる意見収集

各調査において、町への意見・要望等を記述する自由記述欄を設け、こども・若者、保護者への意見収集を行いました。

(2) ヒアリングによる意見聴取

期日・場所：令和6年12月13日(金) 越生中学校

対象：越生中学校1年生7名

内容：こどもの居場所についての意見交換、越生町がどんな町になってほしいかについてグループワークを実施しました。

2 主な意見について

※意見の多かった内容を抜粋・集約して掲載しています。

○こども（小学5・6年生、中学1・2年生）

- ・こどもの遊ぶ施設、公園、バスケ・サッカーができる場所。
- ・お菓子を食べたり、ジュースを飲んだり、話ながら勉強できる場所。
- ・中高生向けのイベント開催。いろんな体験ができる機会。将来に役立つ経験。
- ・こどもばかりルールを言われ、大人もルールを守ってほしい。こどもの意見を聞いてほしい。不満が言える、相談できる場所。
- ・自然豊かな町が続いてほしい。自然を生かした町。ゴミが落ちていないきれいな町。
- ・犯罪や事故がない安心な町。街灯を増やす。
- ・越生町のよさを広めてほしい。観光でにぎわう町になってほしい。
- ・越生町にコンビニ、ファストフード店、ファミレス、ゲームセンター、商業施設など、お店ができてほしい。

○若者（15歳～39歳）

- ・こどもの声を聞いて、悩んでいる人がいたら手を差し伸べてほしい。地域で育てる寛容さ。
- ・男性も家事や育児に積極的になること、男性の育児休業制度（取得しやすい環境）の充実。
- ・子育て世代や若い人への支援の充実（住宅費用、進学費用などの助成）。
- ・交通手段の充実（終電時間、乗継時間、急行等の編成変更を鉄道会社に要望してほしい）。
- ・こどもを連れて遊べる場所や児童館など親同士がコミュニケーション図れる場所の整備。
- ・駅周辺にコンビニがほしい。学生のアルバイト先がほしい。
- ・魅力ある会社、病院の誘致。周辺に店が増え、雇用先を増やす。

○保護者

- ・こどもが安心して遊べる場所を増やしてほしい。公園（遊具の充実、草刈り手入れ、トイレ・駐車場など）、児童館（土日でも遊べる場所がほしい）などの充実。
- ・病児・病後児の保育を充実させてほしい。急なお迎え対応、預かる施設・人など。
- ・保育園・幼稚園の質の向上、休日保育、給食の充実など。
- ・高校・大学（18歳以降）の経済的支援、多子世帯の補助、ひとり親世帯の公共料金の補助など。ひとり親の所得制限を撤廃してほしい。所得制限なく、等しく受けられようにしてほしい。
- ・給食費無償化、18歳までの医療費は家計に助かっているので、続いてほしい。
- ・学童保育の開所時間の延長、質の向上。
- ・こどもフェスティバルなどのこどもが集まって楽しめるイベントの開催。こどもと高齢者の交流。こども食堂（夕食時）の開催。

第5節 「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」 の評価と重点課題

1 「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

(1)-1 教育・保育の見込量及び確保方策

① 1号及び2号認定

(実人数)

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	1号認定	人	55	50	45	45	45
	2号認定	人	100	95	85	85	85
	教育ニーズ	人	5	5	5	5	5
	保育ニーズ	人	95	90	80	80	80
確保方策	特定教育・保育施設	人	155	155	155	155	155
	1号認定	人	60	60	60	60	60
	2号認定	人	95	95	95	95	95
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
実績	1号認定	人	49	50	46	38	－
	2号認定	人	101	97	97	115	－
	教育ニーズ	人	7	12	14	24	－
	保育ニーズ	人	94	85	83	91	－
方策別 実績	特定教育・保育施設	人	144	140	138	146	－
	1号認定	人	54	59	59	58	－
	2号認定	人	90	81	79	88	－
	私学助成の幼稚園	人	3	4	1	4	－
	認可外保育施設	人	3	3	4	3	－

② 3号認定

0歳児

(実人数)

区 分			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人		10	10	10	10	10
確保方策	人		10	10	10	10	10
	特定教育・保育施設	人	10	10	10	10	10
	地域型保育	人	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
実績	人		11	7	11	9	－
方策別実績	人		11	7	11	9	－
	特定教育・保育施設	人	11	7	11	9	－
	地域型保育	人	0	0	0	0	－
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	－

1・2歳児

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人	50	50	50	50	50
確保方策	人	50	50	50	50	50
	特定教育・保育施設	人	50	50	50	50
	地域型保育	人	0	0	0	0
	認可外保育施設	人	0	0	0	0
実績	人	50	52	48	38	－
方策別実績	人	50	52	48	38	－
	特定教育・保育施設	人	50	47	38	－
	地域型保育	人	0	0	0	－
	認可外保育施設	人	0	0	0	－

(1)-2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

①時間外保育事業

(実人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	人数(人)	15	15	15	15	15
確保方策	人数(人)	15	15	15	15	15
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
実績	人数(人)	17	21	18	29	－
方策別実績	人数(人)	17	21	18	29	－
	施設数(か所)	2	2	2	2	－

②子育て短期支援事業

(年間延べ人数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
実績	延べ人数(人日)	0	0	0	0	－
方策別実績	延べ人数(人日)	0	0	0	0	－
	施設数(か所)	0	0	0	0	－

③地域子育て支援拠点事業

(月当たり延べ回数)

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ回数(回)	250	240	230	230	220
確保方策	施設数(か所)	1	1	1	1	1
	その他(か所)	0	0	0	0	0
実績	延べ回数(回)	216	229	226	230	－
方策別実績	施設数(か所)	1	1	1	1	－
	その他(か所)	0	0	0	0	－

④一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）

・ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（年間延べ人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（人日）		1,520	1,510	1,500	1,490	1,490
	1号認定	320	310	300	290	290
	2号認定	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策	延べ人数（人日）	1,520	1,510	1,500	1,490	1,490
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
実績（人日）		551	1,056	1,455	2,086	-
	1号認定	72	368	361	602	-
	2号認定	479	688	1,094	1,484	-
方策別実績	延べ人数（人日）	551	1,056	1,455	2,086	-
	施設数（か所）	1	1	1	1	-

・ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

（年間延べ人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	延べ人数（人日）	165	165	150	150	150
確保	一時預かり	延べ人数（人日）	110	110	100	100
		施設数（か所）	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・センター（人日）		55	55	50	50
	トワイライトステイ	延べ人数（人日）	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0
実績	延べ人数（人日）	53	55	67	57	-
方策別 実績	一時預かり	延べ人数（人日）	16	36	18	-
		施設数（か所）	2	2	2	-
	ファミリー・サポート・センター（人日）		37	19	49	-
	トワイライトステイ	延べ人数（人日）	0	0	0	-
		施設数（か所）	0	0	0	-

⑤病児、病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

（年間延べ人数）

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人日）		10	10	5	5	5
	病後児保育事業	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業	10	10	5	5	5
確保 方策	病後児保育 事業	延べ人数（人日）	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0
	ファミリー・サポ- -センター事業	延べ人数（人日）	10	10	10	10
		施設数（か所）	1	1	1	1
実績（人日）		0	4	0	0	-
	病後児保育事業	0	0	0	0	-
	ファミリー・サポート・センター事業	0	4	0	0	-
方策別 実績	病後児保育事業	延べ人数（人日）	0	0	0	-
		施設数（か所）	0	0	0	-
	ファミリー・サポ- -センター事業	延べ人数（人日）	0	4	0	-
		施設数（か所）	1	1	0	-

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児童のみ

（年間延べ人数）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人日）	45	45	40	40	35
確保方策（人日）	45	45	40	40	35
実績（人日）	45	352	449	406	－
方策別実績（人日）	45	352	449	406	－

⑦利用者支援事業

（か所数）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（か所）	2	2	2	2	2
確保方策 （か所）	基本型	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1
実績（か所）	2	2	2	2	－
方策別実績 （か所）	基本型	1	1	1	－
	特定型	0	0	0	－
	母子保健型	1	1	1	－

⑧乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導事業）

（実人数）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人）	45	45	40	40	40
確保方策（人）	45	45	40	40	40
実績（人）	35	39	25	36	－
方策別実績（人）	35	39	25	36	－

⑨養育支援訪問事業／要保護児童支援事業

（実人数）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
養育支援訪問事業	見込量（人）	5	5	5	5
	確保方策（人）	5	5	5	5
要保護児童支援事業	見込量（人）	15	15	15	15
	確保方策（人）	15	15	15	15
養育支援訪問事業	実績（人）	10	2	6	－
	方策別実績（人）	10	2	6	－
要保護児童支援事業	実績（人）	15	7	20	－
	方策別実績（人）	15	7	20	－

⑩妊婦健康診査

（年間延べ回数）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量（人回）	540	540	480	480	480
確保方策（人回）	540	540	480	480	480
実績（人回）	361	539	391	468	－
方策別実績（人回）	361	539	391	468	－

⑪放課後児童健全育成事業

(実人数)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量 (人)		115	110	100	85	75
	1 ～ 3 年生	90	90	75	60	55
	4 ～ 6 年生	25	20	25	25	20
確保方策(か所)	登録児童数 (人)	115	110	100	85	75
	施設数 (か所)	2	2	2	2	2
	支援単位数 (か所)	3	3	3	3	3
実績 (人)		63	58	66	62	－
	1 ～ 3 年生	52	54	49	54	－
	4 ～ 6 年生	11	4	17	8	－
方策別実績	登録児童数 (人)	63	58	66	62	－
	施設数 (か所)	2	2	2	2	－
	支援単位数 (か所)	3	3	3	3	－

⑫実費徴収に係る補足給付事業

(実人数)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量 (人)		5	5	5	5	5
確保方策 (人)		5	5	5	5	5
実績 (人)		4	3	1	0	－
方策別実績 (人)	給食費 (副食材料費)	3	2	0	0	－
	教材費・行事費等 (給食費以外)	1	1	1	0	－

（２）総合的な子育て支援施策の展開

指標の凡例

事業の成果

- A：期待以上の成果をあげた
- B：期待どおりの成果をあげた
- C：期待どおりの成果をあげていない
- D：実施していない

今後の方針

- A（拡充）：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
- B（継続）：現在の事業の枠組みを維持して継続すること
- C（見直し）：事業の縮小や統合、または他の施策や新たな施策で対応すること
- D（廃止）：社会情勢の変化等により事業を廃止すること

1 地域における子育て支援の充実

- 「地域子育て支援センターの充実」では、新型コロナウイルス感染症の状況下においては予約制で開所するなど、来所者が安心して利用できるよう運営しました。また、令和5年度から年1回土曜日に「すくすくまつり」を開催し、多くの親子連れで賑わいました。
- 「地域全体で子育てを支援する意識の普及」のファミリー・サポート・センター事業では、定期利用者の増加により、年間利用件数が大幅に増加しました。町では、サポート会員の講習会を毎年実施し、サポートの担い手の増加に努めています。
また、こどもの居場所づくりを推進するため、令和5年度に説明会を開催し、令和6年度からこども食堂を実施した団体に対して応援金を支給するとともに、地域ネットワークを立ち上げ、町全体でこどもの居場所の普及・周知を図りました。
- 「利用者支援事業の推進」の在宅育児応援事業では、2歳のこどもを在宅で育児している家庭に子育て支援課職員が訪問し、絵本をプレゼントするとともに、子育て支援事業や保育園・幼稚園を紹介したり、子育ての悩みなど話を傾聴したりして、コロナ禍において在宅で育児する保護者が孤立することがないよう努めました。

施 策 名	成 果	方 針
地域子育て支援センターの充実		
(1) 地域子育て支援センターの充実	B	B
(2) 子育てに関する情報提供体制の充実	B	B
地域全体で子育てを支援する体制の整備		
(1) 幼稚園・保育園との連携強化	B	B
(2) 学校教育と社会教育の連携強化	B	B
(3) 学校・家庭・地域の連携強化	B	B
(4) 地域全体で子育てを支援する意識の普及	A	A
(5) 利用者支援事業の推進	B	B

2 家庭における子育て支援の充実

- 「こどもの医療費支給事業の推進」では、令和4年10月からこどもの医療費・重度心身障害者医療費、令和5年1月からひとり親家庭等医療費（こどものみ）が、埼玉県内全域で現物給付方式になりました。
- 「保育料等に関する負担軽減の充実」及び「第3子以降学校給食半額補助事業」では、令和6

年4月から保育園・幼稚園等、小学校、中学校に通う児童・生徒の給食費の無償化事業を開始しました。

- 「妊婦タクシー利用料金助成事業」では、妊婦の体への負担や経済的な負担を軽減するため、令和4年度から助成額を増額し、母子健康手帳交付時にお渡ししています。
- 新型コロナウイルス感染症による影響、物価高騰等による影響を受け、子育て家庭に対し、給付金を支給したり、給食費の負担を軽減したりするなど、各種経済的支援を行いました。

施 策 名	成果	方針
家庭における子育ての力を高める支援の充実		
(1) 家庭教育の充実	B	B
(2) 「親」としての意識啓発の充実	B	B
経済的支援の充実		
(1) こどもの医療費支給事業の推進	A	B
(2) 保育料等に関する負担軽減の充実	A	B
(3) 児童手当の普及・啓発	B	B
(4) 出生祝金の支給の充実	B	B
(5) チャイルドシートの購入費一部助成事業の普及・啓発	B	B
(6) ベビーベッド貸出事業	B	B
(7) 予防接種費用の一部助成事業の普及・啓発	B	B
(8) ウェルカム赤ちゃん事業	B	B
(9) 新生児聴覚検査費用助成事業	B	B
(10) 産後健診推進事業	B	B
(11) 妊婦タクシー利用料金助成事業	A	B
(12) 英語検定受験料半額助成事業	B	B
(13) 第3子以降学校給食半額補助事業	B	B

3 親と子の健康と福祉の充実

- 「子育て世代包括支援センターの充実」では、各機関と連携を図りながら、妊娠、出産、育児と一貫した母子保健体制に努めました。
- 「乳幼児健康診査・妊婦健康診査の充実」では、令和5年度から乳児健康診査を1回から前期（3～5か月）・後期（9～11か月）の2回に増やしました。
- 「子育て相談の充実」では、令和5年3月に子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点も設置し、新庁舎1階に個室の相談スペースを整備しました。
- 「ひとり親家庭等への支援の充実」では、令和3年度、4年度には物価高騰の影響を支援するため、ひとり親家庭、生活困窮世帯等に対してお米を配送しました。
- 「障がい児に対する相談・支援体制の充実」では、こどもの発達支援巡回相談事業を町内の保育園、幼稚園などで実施し、きめ細かな支援につなげました。

施 策 名	成果	方針
一人ひとりに対応した母子保健の推進		
(1) 子育て世代包括支援センターの充実	B	B
(2) 保健・医療・福祉・教育との連携による母子保健の推進	B	B
(3) すべての子育て家庭と身近な関係となる母子保健の推進	B	B
母子保健事業の充実		
(1) 乳幼児健康診査・妊婦健康診査の充実	A	B
(2) 乳幼児健康相談の充実	B	B
(3) 乳幼児健康教育の充実	B	B
(4) 乳幼児等への訪問指導の充実	B	B
(5) 歯科保健事業の充実	B	B

(6) 小児医療の充実	B	B
(7) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策相談体制の充実	B	B
児童虐待防止対策の充実		
(1) 子育て世代包括支援センターにおける児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応	B	B
(2) 子育て相談の充実	A	B
(3) 子どもの権利擁護の推進	B	B
(4) 「要保護児童対策地域協議会」の充実	B	B
(5) 幼稚園・保育園・学校との連携による児童虐待早期発見・早期対応の強化	B	B
ひとり親家庭等の自立支援の推進		
(1) ひとり親家庭等への支援の充実	A	B
(2) ひとり親家庭等に対する相談・情報提供の充実	B	B
障がい・発達に遅れのある子どもへの支援		
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	B	B
(2) 障がい児に対する相談・支援体制の充実	B	B
(3) 障がい児に対する福祉サービス・生活支援の充実	B	B

母子保健事業の数値実績

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康診査	乳児健診：4回 1歳6か月児健診：3回 3歳児健診：3回	乳児健診：4回 1歳6か月児健診：3回 3歳児健診：3回	乳児健診：4回 1歳6か月児健診：3回 3歳児健診：3回	乳児健診：前期6回、後期6回同時実施 1歳6か月児健診：3回 3歳児健診：3回
妊婦健康診査	受診票・助成券：14回、延361件 ・HIV抗体検査：31件 ・子宮頸がん検診：31件 ・HTLV-1抗体検査：31件 ・性器クラミジア検査：32件	受診票・助成券：14回、延539件 ・HIV抗体検査：41件 ・子宮頸がん検診：41件 ・HTLV-1抗体検査：44件 ・性器クラミジア検査：42件	受診票・助成券：14回、延391件 ・HIV抗体検査：38件 ・子宮頸がん検診：37件 ・HTLV-1抗体検査：38件 ・性器クラミジア検査：38件	受診票・助成券：14回、延468件 ・HIV抗体検査：39件 ・子宮頸がん検診：39件 ・HTLV-1抗体検査：39件 ・性器クラミジア検査：37件
妊婦健康相談	相談人数：47人	相談人数：47人	相談人数：48人	相談人数：50人
新生児電話相談	相談人数：25人	相談人数：43人	相談人数：22人	相談人数：23人
育児相談	相談回数：年23回	相談回数：年32回	相談回数：年32回	相談回数：年30回
こどもの発育相談	相談回数：年4回	相談回数：年4回	相談回数：年3回	相談回数：年3回
ママパパ教室	実施回数：集団1回、個別1回	実施回数：年2回	実施回数：集団2回、個別2回	実施回数：集団2回 教室実施日に来られない方は個別対応した。
離乳食実習	離乳食相談として実施：年3回	離乳食相談として実施：年4回	離乳食相談として実施：年4回	離乳食相談として実施：年6回
歯科保健指導（歯科ブラッシング指導）	一人あたりの虫歯本数 ・1歳6か月児：0本 ・3歳児：1.09本	一人あたりの虫歯本数 ・1歳6か月児：0本 ・3歳児：0.5本	一人あたりの虫歯本数 ・1歳6か月児：0.1本 ・3歳児：0.23本	一人あたりの虫歯本数 ・1歳6か月児：0本 ・3歳児：0.38本
2歳児歯科教室	実施回数：年1回	実施回数：年2回	実施回数：年2回	実施回数：年2回
思春期健康相談	随時	随時	随時	随時

4 仕事と子育ての両立支援

- 「保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進」では、待機児童はゼロを継続しており、今後も体制維持が求められます。また、コロナ禍においても安心して通園できるように、町内保育園・幼稚園に対して補助金を支給し、感染症対策を講じながら運営にあたりました。
- 「休日保育の検討」及び「病児・病後児保育の検討」では、ニーズの把握とファミリー・サポート・センター事業等の利用実態を注視しながら、引き続き検討していく必要があります。
- 「保育所や学童保育室における障がい児の受け入れ体制の充実」では、子育て支援課や関係機関で保育園入園前に保護者及び児童と面談・訪問を重ね、入所調整して受け入れました。
- 「預かり保育の推進」は、越生みどり幼稚園で預かり保育の利用者の増加とニーズに合わせ、受入枠の確保と預かり保育の時間が拡大されました。

施 策 名	成果	方針
多様な保育サービスの充実		
(1) 保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進	B	B
(2) 低年齢児保育の充実	B	B
(3) 時間外保育の充実	B	B
(4) 一時預かりの充実	B	B
(5) 休日保育の検討	C	B
(6) 病児・病後児保育の検討	C	B
(7) 保育所や学童保育室における障がい児の受け入れ体制の充実	B	B
(8) 学童保育室の充実	B	B
(9) 預かり保育の推進	B	B
仕事と子育てを両立するための普及啓発		
(1) 男女共同参画意識の高揚	B	B
(2) 育児・介護休業制度の周知・啓発	B	B
(3) ワーク・ライフ・バランスに基づく子育て支援の推進	B	B

5 子どもの個性を生かす教育の充実

- 「教職員の指導力向上」では、令和2年度に1人に1台タブレットパソコン端末を整備しました。導入に伴い、どの教員も同じレベルで学習指導ができるよう研修会を開催しました。
- 「食育に関する授業の充実」では、栄養教諭を中心に小学校低学年から正しい食習慣について学習しています。令和6年度には、保健師と学校が連携し「わくわく栄養講座」を実施しました。
- 「きめ細かな教育の充実」では、少人数学級実施のため、各小中学校に町費学習支援員を配置し、きめ細かな指導を行いました。
- 「児童・生徒へのカウンセリングの充実」では、月2回程度のスクールカウンセラーの来校のほか、越生中学校にさわやか相談員及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒、保護者の相談・指導を行いました。また、適応指導教室指導員を配置しました。
- 「子どもの豊かな遊びと体験の充実」では、伝統文化の伝承である「子どもおはやし大会」やこどもの多種多様な講座「子ども未来大学・越生」、「こどもフェスティバル」など、様々な体験活動に取り組んでいます。

施 策 名	成果	方針
豊かな心と体を育む教育の充実		
(1) 教職員の指導力向上	B	B
(2) 食育に関する授業の充実	A	B
(3) きめ細かな教育の充実	B	B
(4) 幼・保・小・中連絡協議会の充実	B	B

(5) 道徳教育の充実	B	B
(6) 体力を向上できる環境の充実	B	B
(7) 児童・生徒へのカウンセリングの充実	B	B
(8) 学校評議員制度の充実	B	B
(9) 町有林を活用した体験学習の提供	B	B
子どもの豊かな遊びと体験の充実		
(1) 芸術文化活動の充実	B	B
(2) 多様な体験ができる機会の提供	B	B
(3) 様々な交流機会の充実	B	B
(4) スポーツ環境の整備	B	B

6 子育て・子育てを支援する生活環境の整備

- 「道路環境の整備」では、成瀬地内通学路の歩道整備及び歩道のない通学路にグリーンベルトを設置するなど、計画的に維持管理を行いました。
- 「環境汚染対策の推進」は、PM2.5や光化学スモッグ警報の発令はなく、給食食材の放射性物質検査は令和3年度で終了しました。
- 「交通安全・防犯教育の推進」では、3世代交流事業において交通安全母の会と警察による講演会と交通安全教室を実施し、こどもたちの交通安全意識の向上を図りました。
- 「防犯灯等の整備」では、越生保育園、小中学校において、防犯カメラの設置など行い、山吹保育園・越生みどり幼稚園には防犯対策費用を補助し、安全対策を講じました。
- 「防犯パトロール活動の充実」は、各地区の自主防犯組織、駅前防犯パトロール隊、登下校時見守りボランティア、スクールガードリーダーなど、地域の方の協力により実施されています。

施 策 名	成果	方針
安心して遊び、生活できる環境の整備		
(1) 公園の環境整備	B	B
(2) 子育て家庭にやさしい環境づくり	B	B
(3) 道路環境の整備	B	B
(4) 環境汚染対策の推進	D	C
子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備		
(1) 交通安全・防犯教育の推進	B	B
(2) 「子ども110番の家」の周知	B	B
子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備		
(1) 有害環境対策における教職員研修の実施	B	B
(2) SNS等の安全・安心な利用の啓発	B	B
(3) 防犯灯等の整備	B	B
(4) 防犯パトロール活動の充実	B	B

2 計画の重点課題

調査結果におけるこども・若者、保護者の意見や「第2期越生町子ども・子育て支援事業計画」の評価、また本町の地域性などを踏まえ、計画の重点課題は次のとおりとします。

- (1) 地域全体で取り組む子育て支援
- (2) 多様な保育ニーズへの対応
- (3) 母子保健事業の充実
- (4) 経済的支援とこどもの貧困対策の充実
- (5) 困難を抱えるこども・若者、保護者への支援の充実

(1) 地域全体で取り組む子育て支援

かつては地域全体で子育てを支援する意識が強く根付いていましたが、近年では、こどもの数の減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域における子育て機能の低下が指摘されています。

保護者のニーズ調査の結果をみると、こどもを遊ばせる場所や機会の提供を望む声がとりわけ多いことから、親子が安心して遊ぶことができる場所や仲間づくりができるイベントを一層充実させていくことが求められます。

就学児や若者においては、家庭や学校ではない第3の居場所として、こども食堂や学習支援など、地域におけるこどもの居場所づくりが必要です。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働き世帯が増えています。また、ニーズ調査の結果においても、緊急な預かりや病児・病後児の保育サービスの利用希望も一定数あるところです。

待機児童ゼロの体制を維持し、育児休業後円滑に保育施設が利用できるよう、低年齢児の保育を確保することが重要です。

また、一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用を促進していくことで、多様なニーズに対応していくとともに、休日保育や病児・病後児保育、ショートステイなどの実施に向けた検討をしていく必要があります。

(3) 母子保健事業の充実

現在、母子保健事業については、子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めています。また、小規模自治体の強みを活かし、顔の見える支援を展開しています。

今後も、妊娠・子育ての不安や悩みを軽減し、きめ細かな支援を行っていきけるよう、職員のスキルアップを図り、支援体制の充実を図ることが求められています。

（４）経済的支援とこどもの貧困対策の充実

我が国の経済は依然として厳しい状況にあり、近年の物価高騰等の影響が子育て家庭の家計に直結しています。

こどもの貧困調査で所得等により３段階に区分した結果では、生活困難層はひとり親世帯の割合が高く、衣食住への影響があったり、悩みや不安に表れていたりしています。また、経済面が、こどもの進学希望にも影響を与えていることがわかります。

こども・若者調査の結果においても、子育て期の経済的な負担の軽減を求める意見が多く、経済的な理由により、こどもを諦める、希望しない要因になっていると考えられます。

安心した生活を送り、明るい希望が持てるためにも、子育て家庭や若者、取り分け低所得世帯やひとり親家庭等における、経済的負担を軽減することが必要です。

（５）困難を抱えるこども・若者、保護者への支援の充実

こども・若者に関する社会問題として、虐待やヤングケアラー、いじめ、引きこもりなどがあげられ、これらの困難な状況におかれるこども・若者は少なくありません。

今回初めて実施したヤングケアラーの調査において、世話をしている家族がいて生活に影響が出ていると答えた児童・生徒は５人（１．９％）、こども・若者調査において、外出頻度の少ないこども・若者は２５人（９．９％）いると回答があり、顕在化されました。

こども・若者、保護者が、不安や悩みを早期に解決・解消するために、相談事業の充実を図り、複合、複雑化した課題を抱えた家庭を多機関の連携のもと、包括的な支援として適切に進めていくことが求められます。

第3章

基本的な視点及び理念等



越生町のマスコット
「うめりん」

1 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、以下の3つの視点を基本として考えていきます。

(1) こども・若者の育ちの視点

こども・若者の視点に立ち、こども・若者の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な水準となる事業展開を図ります。また、こども・若者の意見を表明する機会及び参画する機会が確保されるよう、その最善の利益を優先して考慮します。

(2) 親としての育ちの視点

家庭は子育ての出発点です。保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、子育てやこども・若者の成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

(3) 地域全体でこども・若者、保護者を支援する視点

こども・若者は社会の希望であり、未来をつくる力です。社会のあらゆる分野における構成員が、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、つながり、各々が役割を果たすことが重要です。地域全体でこども・若者、保護者への支援を推進していきます。

2 基本理念

こどももみんなも 笑顔いっぱい ウェルビーイング※が広がるまち

※ウェルビーイング（Well-being）とは、身体的・精神的・社会的に幸せな状態のこと。

こどもは、生まれながらに無限の可能性をもち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、すべてのこども・若者が自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、こどもの個性を最大限に尊重し、その幸せに配慮することが大切です。

本計画では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、各こども施策の取り組みを進めていくこととします。

また、保護者も親として成長し、幸せを共有することが大切です。そのために、保護者が安心して子育てを楽しむことができ、きちんと子育てにおける責任を果たしていけるよう、地域全体で子育ての喜びを実感できる環境の整備を推進します。

そして、こどもが「越生町で育ってよかった」、親も「このまちで子育てをしてよかった」と実感し、若者が「越生町でずっと暮らしたい」と愛着が持てる、魅力あるまちを目指します。

これらの取組を通じて、家庭を築き、こどもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、すべてのこども・若者とその家族、地域が笑顔と幸せであふれるよう、町一丸となって取り組んでいきます。

3 基本方針

計画の基本理念「こどももみんなも 笑顔いっぱい ウェルビーイングが広がるまち」を基に、理想とする子育て社会の実現に向けて、以下3つの基本方針に基づいて各施策を進めます。

基本方針1 いきいき 誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現

こども・若者一人ひとりの権利を尊重するとともに、町に対し意見表明や参画することができるよう環境を整え、こどもまんなか社会の機運醸成を図ります。

また、こども・若者が安心して過ごすことができる居場所を地域の各所で展開していくことで、こどもの健全育成とともに、地域全体で子育て支援が行えるよう注力します。

困難な状況にあるこども・若者、保護者を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かな支援や合理的配慮を行い、安心して生活が送れるよう相談支援体制の充実に努めます。

基本方針2 すくすく ライフステージに応じた切れ目ない支援

「子育て」は、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期・思春期、青年期と続いていくため、ライフステージを通じて社会全体でこども・若者と、保護者を支えていきます。

妊娠期から幼児期までは、きめ細かな母子保健サービス、未就園児の遊び場の充実、教育・保育の質と確保を図ります。学童期・思春期では、「教育のまち」としての学校教育の充実、学童保育などの提供、こどもの豊かな体験と遊びの機会の充実を図ります。青年期では、結婚や出産を望む人への支援や、相談支援体制の充実を図り、明るい未来への希望が持てるよう応援していきます。

基本方針3 のびのび 子育て・子育てを支援するまちづくりの推進

給食費無償化や18歳までのこども医療費支給など、子育て家庭に対する経済的支援の充実をはじめ、地域で支える子育て支援の充実や家庭教育の取り組み、仕事と子育ての両立の啓発を推進することで、保護者が子育ての様々な不安を解消できるよう努めます。

また、こども・若者、保護者が、安全に安心して暮らすことができるように、公園や道路を計画的に整備・管理していくとともに、関係機関や団体などが協力・連携しながら防犯活動の充実と交通安全の推進を図り、子育て・子育てを支援するまちづくりを展開していきます。

第4章

具体的な計画の内容



越生町のマスコット
「うめりん」

第1節 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育の見込量及び確保方策

(1) 1号及び2号認定

事業の概要

1号認定は、こどもが満3歳以上で教育を希望する場合に該当し、幼稚園または認定こども園の利用対象者となります。

2号認定は、こどもが3歳以上児で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所または認定こども園の利用対象者となります。ただし、2号認定であっても幼稚園を希望する場合は教育ニーズ（幼稚園利用者）として見込み量を算定しました。

町の状況及び確保の方策等

現在、町内には、幼稚園が1か所、保育所が2か所あります。教育・保育の提供体制は、現行体制で足りうるものと考えられます。

今後も待機児童を発生させないようにするとともに、教育・保育の質の向上に努め、子育てをしている方が安心して働くことができる環境づくりに努めます。

(実人数)

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量	1号認定	人	28	23	23	23	24
	2号認定	人	112	92	92	92	96
	教育ニーズ	人	28	23	23	23	24
	保育ニーズ	人	84	69	69	69	72
確保 方策	特定教育・保育施設	人	158	158	158	158	158
	1号認定	人	60	60	60	60	60
	2号認定	人	98	98	98	98	98
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

(2) 3号認定

事業の概要

3号認定は、こどもが3歳未満児で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所、認定こども園、地域型保育等の利用対象者となります。

町の状況及び確保の方策等

低年齢児の保育需要は依然として高い傾向にあり、0歳児は年度末にかけて需要が増えていくことが特徴となっています。今後も、育児休業後に円滑に保育所等の利用ができるよう、定員の確保に努めます。

0歳児

(実人数)

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量		人	10	10	10	10	10
確保方策		人	13	13	13	13	13
	特定教育・保育施設	人	13	13	13	13	13
	地域型保育	人	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

1 歳児

(実人数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	人	20	22	22	22	22
確保方策	人	22	22	22	22	22
	特定教育・保育施設	22	22	22	22	22
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

2 歳児

(実人数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	人	18	23	25	25	25
確保方策	人	27	27	27	27	27
	特定教育・保育施設	27	27	27	27	27
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

(1) 延長保育事業

事業の概要

時間外保育事業は、保育認定を受けたこどもについて、保育所等において保育標準時間以上の時間の保育を実施する事業です。

町の状況及び確保の方策等

町内保育所2か所とも午後7時まで開所しています。今回のニーズ調査(就学前児童調査)では、午後7時以降の希望は1.4%(2人)となっていますが、当面は現体制を維持しつつ、需要の動向を注視していきます。

(実人数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	人数(人)	30	30	30	30	30
確保方策	人数(人)	30	30	30	30	30
	施設数(か所)	2	2	2	2	2

(2) 子育て短期支援事業

事業の概要

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

町の状況及び確保の方策等

町内に施設がないため、夜間のニーズが発生した場合は、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)で対応しています。サポート会員の増加を図るとともに、町外施設の利用を含め検討していきます。

(年間延べ人数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	延べ人数（人日）	10	10	10	10	10
確保方策	延べ人数（人日）	10	10	10	10	10
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

（３）地域子育て支援拠点事業／地域子育て相談機関

事業の概要

地域子育て支援拠点事業は、すべての子育て家庭を地域で支える取組として、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。

地域子育て相談機関は、身近で子育てに関する相談をすることができる機関です。

町の状況及び確保の方策等

町では、山吹保育園内に「越生町子育て支援センターすくすく」を設置しています。各種イベントや園庭開放、出前保育など充実を図り、利用者の増加に努めます。また、気軽に育児の相談できるよう、地域子育て相談機関としての役割もあります。

(か所数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	延べ回数（回）	230	230	230	230	230
確保方策	施設数（か所）	1	1	1	1	1
	その他（か所）	0	0	0	0	0

（４）一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

事業の概要

幼稚園の在園児を対象とした一時預かりは、通常の教育時間外や長期休業日に幼稚園内で園児を保育する事業です。

町の状況及び確保の方策等

越生みどり幼稚園で実施しています。幼稚園においても、保育の必要性のあるこどもが増加していることから、預かり保育の体制の確保が求められます。

(年間延べ人数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）		2,500	2,000	2,000	2,000	2,000
	1号認定	500	400	400	400	400
	2号認定	2,000	1,600	1,600	1,600	1,600
確保方策	延べ人数（人日）	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000
	施設数（か所）	1	1	1	1	1

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

事業の概要

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったこどもを、児童養護施設等で預かる事業のうち泊まりを含まない事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、こどもの預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

町の状況及び確保の方策等

保育所における一時預かりは、山吹保育園では一般型で4か月児から対象に、越生保育園では余裕活用型で実施しています。

ファミリー・サポート・センターは、令和6年10月末現在、サポート会員が24人、利用会員が74人となっています。今後も保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるよう制度の普及とサポート会員の増加に努めます。

(年間延べ人数)

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量	延べ人数（人日）		100	100	100	100	100
確保 方策	一時預かり	延べ人数（人日）	200	200	200	200	200
		施設数（か所）	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・センター（人日）		60	60	60	60	60
	トワイライトス テイ	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0

（５）病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

事業の概要

病児・病後児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

町の状況及び確保の方策等

現在は、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）で実施しています。ニーズ調査（就学前児童調査）では、保育園・幼稚園に併設した施設や小児科の医療機関に併設した施設の希望が多いことから、町外施設の利用を含め検討していきます。

(年間延べ人数)

区 分			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量（人日）			5	5	5	5	5
	病児・病後児保育事業		0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業		5	5	5	5	5
確保 方策	病児・病後児 保育事業	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
		施設数（か所）	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポ ート・センター事業	延べ人数（人日）	10	10	10	10	10
		施設数（か所）	1	1	1	1	1

（６）子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児童のみ）

事業の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、こどもの預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

町の状況及び確保の方策等

ファミリー・サポート・センターは、令和6年10月末現在、サポート会員が24人、利用会員が74人となっています。今後も保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるよう制度の普及とサポート会員の増加に努めます。

(年間延べ人数)

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量（人日）	400	400	400	400	400
確保方策（人日）	400	400	400	400	400

（７）利用者支援事業

事業の概要

利用者支援事業は、こどもや保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

基本型は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう身近な場所で寄り添い型の支援をするもの、特定型は主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの、こども家庭センター型（旧母子保健型）は妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施するものをいいます。

町の状況及び確保の方策等

今後も、基本型（子育て支援課）、こども家庭センター型（健康福祉課、子育て支援課）を実施し、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

(か所数)

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量（か所）	2	2	2	2	2
確保方策 （か所）	基本型	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1

（８）乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導事業）

事業の概要

乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導事業）は、乳児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供を行うとともに、養育環境等の把握を行い、必要に応じて適切なサービスの提供に結びつける事業です。

町の状況及び確保の方策等

今後も保健師による訪問相談支援を行い、育児不安の解消、子育てに関する情報提供に努めます。

(実人数)

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量 (人)	40	40	40	40	40
確保方策 (人)	40	40	40	40	40

(9) 養育支援訪問事業／要保護児童支援事業

事業の概要

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し、指導助言等を行う事業です。

要保護児童支援事業は、保護が必要な児童等の家庭に対して、要保護児童対策地域協議会により支援を行う事業です。

町の状況及び確保の方策等

今後も保健師による訪問相談支援を行い、要保護児童対策地域協議会と連携し、育児不安の解消、虐待防止に努めます。

(実人数)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
養育支援訪問事業	見込量 (人)	5	5	5	5	5
	確保方策 (人)	5	5	5	5	5
要保護児童支援事業	見込量 (人)	20	20	20	20	20
	確保方策 (人)	20	20	20	20	20

(10) 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦健康診査については、妊娠初期から分娩までの間に行う健康診査で、妊娠届出時に母子健康手帳と同時に妊婦健康診査助成券（14 回分）を発行し、費用の一部（助成券に掲載された金額分）を助成します。

町の状況及び確保の方策等

今後も公費負担による健康診査を継続し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう努めます。

(実人数)

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量 (人回)	40	40	40	40	40
確保方策 (人回)	40	40	40	40	40

(11) 放課後児童健全育成事業

事業の概要

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、主に日中保護者が家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

町の状況及び確保の方策等

保育を希望する児童が入所できるように、引き続き、越生小学校内の越生学童保育室と越生学童保育室分室、梅園コミュニティ館内の梅園学童保育室の2か所、3支援単位で実施していきます。その他、利用回数が少ない児童は、一時預かりとして受け入れています。

(実人数)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量（人）		92	89	83	76	69
	1年生	22	25	19	19	14
	2年生	22	18	21	15	16
	3年生	20	20	16	19	14
	4年生	16	14	15	12	14
	5年生	8	9	8	8	7
	6年生	4	3	4	3	4
確保方策	登録児童数（人）	100	100	100	100	100
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
	支援単位数（か所）	3	3	3	3	3

（１２）実費徴収に係る補足給付事業**事業の概要**

保護者の世帯所得の状況に勘案して、教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用等または施設等利用給付認定保護者（私学助成幼稚園）に対する副食材料費に要する費用等を助成する事業です。

町の状況及び確保の方策等

令和元年度の幼児教育・保育無償化にあわせ開始しました。今後も事業を継続します。

(実人数)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量（人）		3	3	3	3	3
確保方策（人）		3	3	3	3	3

（１３）子育て世帯訪問支援事業**事業の概要**

子育て世帯訪問支援事業は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

町の状況及び確保の方策等

現在見込みはありません。児童虐待やヤングケアラーのケース対応のため、いつでも支援ができるよう、事業の整備を進めていきます。

（１４）児童育成支援拠点事業

事業の概要

児童育成支援拠点事業は、養育環境に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、必要に応じて支援を提供する事業です。

町の状況及び確保の方策等

現在見込みはありません。こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりを支援し、連携を図っていきます。

（１５）親子関係形成支援事業

事業の概要

親子関係形成支援事業は、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係やこどもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援する事業です。

町の状況及び確保の方策等

現在見込みはありません。必要に応じて県保健所の事業などを案内していきます。

（１６）妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

町の状況及び確保の方策等

保健師による相談支援を妊娠届出時、妊娠後期、出産後の計３回実施し、出産・育児不安の解消、子育てに関する情報提供を行います。

(年間延べ回数)

区 分	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
見込量（人日）	120	120	120	120	120
確保方策（人日）	120	120	120	120	120

（１７）乳児等通園支援事業

事業の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に教育・保育施設等が利用できる制度です。

町の状況及び確保の方策等

令和８年度から法律に基づく新たな給付制度として実施することから、ニーズ調査（就学前児童調査）をもとに見込量を算出し、町内保育所、幼稚園で実施できるよう整備します。

(人)

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	見込量（人日）	－	1	1	1	1
	確保方策（人日）	－	1	1	1	1
1 歳児	見込量（人日）	－	2	2	2	2
	確保方策（人日）	－	2	2	2	2
2 歳児	見込量（人日）	－	2	2	2	2
	確保方策（人日）	－	4	4	4	4

（１８）産後ケア事業

事業の概要

産後ケア事業は、出産後１年以内の母子に対して、産後ケア（宿泊型・通所型・訪問型）を提供し、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

町の状況及び確保の方策等

令和６年度から事業を開始し、産後ケア施設（医療機関等）は令和６年１０月末現在３機関で実施しています。

(年間延べ回数)

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（人日）	30	30	30	30	30
確保方策（人日）	30	30	30	30	30

３ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。そのため、こどもの発達に応じたより質の高い教育・保育の提供の確保を図ります。また、園庭開放等により、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実に努めます。

幼稚園・保育所の機能を併せ持つ認定こども園の利用希望は、ニーズ調査（就学前児童調査）結果では 11.2%で、幼稚園（38.3%）、認可保育所（52.1%）に比べて少ない状況にあります。が、今後のニーズ動向を注視しながら、町内事業者と連携し、検討していきます。

また、合同園長会の開催等により、幼稚園・保育所の情報共有と連携を強化するとともに、円滑に小学校に就学できるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携も推進します。

特別な支援を要するこどもや、外国につながるこども等、配慮を要するこどもや保護者に対しては、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組み、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行います。

４ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町では、育児休業後の保育ニーズに対し、柔軟な対応が可能となっています。ニーズ調査（就学前児童調査）の結果においても、育児休業を取得した人（母親）のうち、54.0%の人が希望どおり復帰できており、希望より早くした人は20.0%、希望より遅く復帰した人は16.0%でした。希望する保育園に入るためや人事異動や業務の節目に合わせるためなどの理由が多くなっています。

今後とも、乳幼児の保護者が産前・産後休業や育児休業後に希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に0歳児のこどもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育児休業後からの保育サービスを希望する人が円滑に利用できる環境を整備します。

6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策については、こども家庭センターにおける相談援助活動や、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営と、児童相談所をはじめ関係機関との連携により、発生の予防、早期発見、早期対応に努めます。

母子家庭及び父子家庭等の自立支援については、保育の優先利用等の施策を推進するほか、埼玉県が実施する事業と連携し推進します。

障がい児への支援については、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談や療育、教育・保育ができるよう、体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、支援の充実に努めます。

こどもの貧困対策については、各事業や相談のなかで状況を把握し、必要に応じ各種手当の申請や埼玉県生活困窮者自立支援制度の活用等、関係機関と連携し、貧困の連鎖を防ぐように努めます。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ニーズ調査（就学前児童調査）の結果によると、一日の生活時間において、家事（育児）時間を優先したいと希望する人の割合は、67.6%であるのに対し、現実には54.8%にとどまっており、希望と現実の乖離が大きくなっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が不可欠です。そのため、国、県と連携し、社会全体の運動として展開されるよう努めます。

また、関係機関・団体等と連携し、関係法律や好事例の情報収集を進めます。

第2節 総合的な子育て支援施策の展開

1 誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現

(1) こどもの権利擁護、意見の反映

施策名	施策内容	担当課
こどもまんなか社会への機運醸成	「越生町こどもまんなか応援サポーター宣言」に則り、こどもまんなかの施策の推進を図ります。	子育て支援課
こども・若者の意見聴取と参画	こども・若者が関連する町の政策の決定時には、こども・若者の意見を聴取する機会を設けます。 小学6年生の代表児童が越生町に対する意見・要望等を質疑し、町執行部が答弁を行う、こども議会を開催します。	子育て支援課 学務課 総務課
こども・若者に対する情報発信	町のホームページ「おごせまち こどものページ」にて情報発信や相談・意見窓口の設置、「おごせ元気っ子通信」にてイベント情報の周知を行います。	子育て支援課 生涯学習課

(2) こども・若者の居場所づくりの推進

施策名	施策内容	担当課
こども食堂・学習支援等の推進	こども食堂の活動を推進するため、活動する団体に対し応援金を支給します。こども食堂や学習支援等の活動の周知を行い、こどもの参加促進を図ります。	子育て支援課
こどもの居場所ネットワークによる連携	こども食堂や学習支援を行う団体でネットワーク「OGOSE こどもベース」を結成し、様々な困難を抱えたこどもたちの支援や、運営の安定化を図るため、情報交換・相互協力を行います。	子育て支援課

(3) こどもの貧困、ヤングケアラー対策の推進

施策名	施策内容	担当課
低所得世帯への支援の充実	経済的理由によって就学困難と認められる町内小中学校の児童・生徒の保護者に対して、就学援助費（入学用品、学用品費、修学旅行費等）を支給します。 低所得世帯の様々なニーズに対応するため、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。	学務課 子育て支援課
ひとり親家庭等への支援の充実	医療費の自己負担分の助成や児童扶養手当の支給、保育所への優先入所、町営住宅への優先入居等を行います。 ひとり親家庭等の様々なニーズに対応するため、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。 就業支援は、埼玉県西部福祉事務所の就業支援専門員との連携に努めます。 ひとり親家庭のこどもと保護者を対象とした、日帰り旅行を実施します。	子育て支援課 社会福祉協議会
ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	実態把握をするため、ヤングケアラーの啓発と相談窓口の周知を行うとともに、定期的の実態調査を実施します。 ヤングケアラーの様々なニーズに対応するため、研修の受講等により対応の向上を図るとともに、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学務課

(4) 障がい・発達に特性のある子どもへの支援

施策名	施策内容	担当課
障がいの早期発見・早期療育の充実	障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育を推進していくため、各種健康診査やこどもの発育相談等の充実を図ります。	健康福祉課
	こどもの健全な発達を支援するため、未熟児医療や自立支援医療(育成医療)の給付のほか、保健・医療・福祉・教育関係機関の連携を強化します。	
障がい児等に対する相談・支援体制の充実	障がいや発達に特性のある子ども一人ひとりの具体的な状況を把握し、きめ細かな相談・支援を推進します。	健康福祉課
	医療的ケア児支援の協議の場を設置し、適切な支援を受けることのできる体制を構築します。	
	発達が気になる子どもへの早期支援を推進するため、幼稚園・保育園等にて保育士等に助言・指導を行う発達支援巡回事業を実施していきます。	
障がい児に対する福祉サービス・生活支援の充実	障がいや発達に特性のある子ども一人ひとりに応じた援護を行うため、「越生町障がい福祉総合計画」に基づき、各種事業を実施します。	健康福祉課
	育児相談等によりフォローアップの必要な子どもに個別対応していきます。	

(5) 児童虐待等の未然防止、早期発見、対応

施策名	施策内容	担当課
こども家庭センターにおける児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応	保護者の育児不安の解消等を図るため、保護者への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点から、妊娠期からの継続した支援の充実に努めます。	子育て支援課 健康福祉課
要保護児童対策地域協議会による連携	地域の関係機関が情報の収集、共有により支援を協議する要保護児童対策地域協議会を設置し、要対協調整担当者を配置して適切な支援に努めます。	子育て支援課
	児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求める等、関係各機関と相互に協力して連携の強化を図ります。	
	児童虐待が疑われるケースは幼稚園・保育園、学校で発見されることが多いため、速やかに連絡・通報が受けられるよう連携の充実に努めます。	
児童虐待防止の広報・啓発の推進	体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が深まるように、こども家庭センター、幼稚園、保育園、学校等により普及啓発活動を行います。	子育て支援課 健康福祉課 学務課

(6) こども・若者の自殺対策

施策名	施策内容	担当課
こども・若者の自殺対策の推進	自殺対策を支える人材育成のため、役場職員や関係機関、町民等がゲートキーパー研修を受講し、自殺をする危険性が高いこども・若者を早期発見・早期対応し、自殺予防を図ります。	健康福祉課 学務課
	学校の授業等でいのちの大切さを啓発するとともに、相談機関の周知を行います。	
	困難な状況におかれたこども・若者の様々なニーズに対応するため、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。	

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援

妊娠期から幼児期まで

(1) 母子保健事業の充実

施策名	施策内容	担当課
相談・訪問支援事業の充実	保健・医療・福祉・教育と連携を図りながら、妊娠、出産、育児と一貫した母子保健体制の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課
	妊婦健康相談、新生児電話相談、育児相談などにおける相談・支援を実施していきます。	
乳幼児等への訪問指導の充実	妊産婦訪問指導、新生児・乳幼児訪問指導、未熟児訪問指導を実施し、保健・医療・福祉との連携を図りながら、きめ細かな訪問指導を行います。	健康福祉課 子育て支援課
	妊婦等包括相談支援事業の充実を図るとともに、妊婦のための支援給付として、妊娠届出後に5万円、生後4か月頃までに行う赤ちゃん訪問後に5万円を支給します。	
妊婦タクシー利用料金助成事業の充実	妊婦に対し、1回の乗車につき6枚（1枚500円）、84枚を上限に、妊婦タクシー利用券を交付します。	健康福祉課
乳幼児健康診査・妊婦健康診査の充実	乳幼児健康診査では、こどもの健やかな成長のために、疾病の早期発見や発育・発達の確認、育児などの相談支援を実施していきます。	健康福祉課
	妊婦健康診査では、14回分の助成券を交付します。	
	管理栄養士・保健師の確保・研修の強化などマンパワーの量的・質的な充実に努めます。	
乳幼児健康教育の充実	ママパパ教室、わくわく栄養講座などにおいて、食育の推進をはじめとした教育の充実及び健康づくりを図ります。	健康福祉課
産後ケア事業の充実	安心して子育てができるように、出産後1年以内の母子に対して、産後ケア（宿泊型・通所型・訪問型）を提供し、心身のケアや育児のサポート等を行います。	健康福祉課
小児医療の充実	近隣市町村及び関係機関との連携の下、病院群輪番方式による救急医療体制を継続的に確保します。また、救急電話相談＃7119の普及啓発に努めます。	健康福祉課

産前・産後費用の助成の充実	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業として、低所得の妊婦の方の初回産科受診に係る費用を1万円を上限に助成し、経済的負担を軽減します。	健康福祉課
	新生児聴覚検査費用助成事業として、新生児期の入院中または外来で実施した聴覚検査費用のうち、5,000円を上限に助成します。	
	産後健診推進事業として、産後おおむね1か月頃までに行う産後健診を受けた方に対し、1人につき2回助成し、産後の健康管理をサポートします。	

母子保健事業数値目標

区分	現況（令和5年度）	目標（令和11年度）
妊婦健康相談（母子健康手帳交付時の面接）実施率	100%	100%
乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）実施率	94.7%	100%
乳幼児健康診査受診率	前期乳児健康診査：95.1% 後期乳児健康診査：96.6% 1歳6か月児健康診査：90.1% 3歳児健康診査：91.4%	全ての乳幼児健康診査 100%
幼児歯科健康診査（幼児健康診査同時実施）でのむし歯のない子の割合	1歳6か月児歯科健診：100% 3歳児歯科健康診査：84.9%	1歳6か月児歯科健診：100% 3歳児歯科健康診査：90.0%

（2）親子の居場所や相談支援の充実

施策名	施策内容	担当課
子育て支援センターの充実	子育て支援センターとして安心して遊べる場、保育士等による相談の場を提供するとともに、事業内容の充実を図り、利用者の増加につなげ、身近な地域における仲間づくりを進めます。	子育て支援課
幼稚園・保育園における未就学児の支援	幼稚園・保育園での未就園児事業は、幼稚園・保育園を知ってもらう機会となるとともに、子育て支援において重要な役割を果たしています。園庭開放や未就園児も参加できる季節のイベントなどを実施します。 令和8年度から保育園等を利用していない0歳6か月から満3歳未満のこどもを、就労要件に問わず預かる「こども誰でも通園制度」を実施します。	子育て支援課
利用者支援事業の推進	満1歳の誕生日を迎えたこどもに祝品を支給し、満1歳の誕生日を地域全体で祝福します。祝品はウッドスタートとして越生町の木材「西川材」を使用した玩具をプレゼントします。 満2歳の誕生日を迎えたこどもを在宅にて子育てしている家庭に、訪問して絵本を手渡し、地域とのつながりを持てるきっかけとなるよう支援します。	子育て支援課

(3) 教育・保育の充実と質の向上

施策名	施策内容	担当課
保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進	保育所入所は、待機児童ゼロを継続しています。今後も待機児童を発生させないよう量の確保に努めるとともに、保育の質の向上も図り、子育てをしている方が安心して働くことができる環境づくりに努めます。	子育て支援課
低年齢児保育の充実	現在、低年齢児保育を越生保育園では生後6か月から、山吹保育園では生後4か月から実施しています。今後も育児休業後に円滑に利用できるよう確保に努めます。	子育て支援課
一時預かりの充実	各保育園において、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。 幼稚園を利用する保護者も保育ニーズが増えていることに対応するため、通常の教育時間終了後も引き続き、園児を預かることができる預かり保育の実施を推進します。	子育て支援課
多様なニーズに対応する保育体制の検討	就労形態の多様化から、保育ニーズも多様化することが見込まれます。ファミリー・サポート・センター事業等の利用実態を注視しながら、時間外保育、休日保育の拡大を検討します。	子育て支援課
障がい児の受入体制の充実	障がいのあるこどもに対し、受け入れ体制を整備するとともに、保育士や職員の資質向上を目指します。	子育て支援課

学童期・思春期**(4) 教育環境の充実**

施策名	施策内容	担当課
教職員の指導力向上と きめ細かな教育の 充実	教員の指導技術等の向上を目指した研修を定期的 に実施し、指導力の向上に努めます。各校内で 実施される研修と連携しながら、さらなる研 修の充実に努めます。 個に応じた指導によりこどもたちが確かな学 力を身につけられるよう、各小・中学校に学 習支援員等の非常勤補助教員を配置し、き め細かな指導体制を整備するとともに、指 導方法及び指導形態の工夫・改善に努めま す。	学務課
幼・保・小・中連絡 協議会の充実	幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を 図るための連絡会議を開催し、情報の共有 化による一貫した支援体制の充実に努めま す。	学務課
コミュニティ・スク ール（学校運営協議 会制度）の充実	学校、家庭、地域が一体となった教育を実 現するための連絡会議を開催し、学校・地 域の連携強化を図ります。	学務課
町有林を活用した体 験学習の提供	森林とふれあう機会の少なくなったこども たちに里山を身近な学びの場として提供す るため、町有林の管理を行い、学習環境づ くりにも寄与します。	産業観光課 学務課

(5) 豊かな心と体づくり

施策名	施策内容	担当課
児童・生徒へのカウンセリングの充実	不登校児童・生徒の教育支援及び自立と学校生活への適応を図り、不登校を解消できるように指導、支援していきます。	学務課
	スクールカウンセラーの来校、さわやか相談員とスクールソーシャルワーカーを越生中学校に配置し、生徒への個別面談を行うとともに、小学校から中学校へと円滑に進めるように、小学校との連携を強化します。	
	すべての教員が児童・生徒に対して適切な対応がとれるよう、小・中学教員の生徒指導・教育相談初級・中級・上級の取得を進めます。	
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策相談体制の充実	思春期保健は、生命の尊さや性に関する教育、飲酒・喫煙・薬物に関する正しい知識の指導の充実を目指します。	学務課 健康福祉課
食育に関する授業の充実	給食委員会の活動、家庭科や保健体育の授業を通じて、正しい食習慣の形成などについて啓発活動を行っています。	学務課 健康福祉課
	養護教諭や栄養教諭による正しい食習慣の形成等についての指導、啓発に努めます。	
	幼児期に実施している、わくわく栄養講座を踏まえ、小学校と連携して食育の推進に努めます。	

(6) 放課後・休日の居場所づくり

施策名	施策内容	担当課
学童保育室の充実	学童保育を必要とするすべての児童に、学童保育が提供できるよう努めます。	子育て支援課
	保育指導の質的向上を図るため、学童保育室の支援員に対する研修を行います。	
ひまわりこども室の充実	土曜、日曜、祝日の午後、ゆうがく館内のひまわりこども室を児童生徒が自由に遊べる場所として開放しています。毎月1回イベントを開催し、利用促進を図ります。	生涯学習課

(7) こどもの豊かな遊びと体験の充実

施策名	施策内容	担当課
スポーツ環境の整備・交流機会の充実	地域において、こどもがスポーツや外遊びを通じて体を動かすことができる機会を提供し、生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。	生涯学習課
	スポーツ少年団等の活動を通して、地域的な交流機会の充実を図り、こどもの自主性や協調性、心豊かな青少年の健全育成を目指します。	
	体育館を学校教育の管理運営に支障がない範囲で開放し、スポーツの普及や健康の保持増進、その他の社会体育活動の向上を図ります。	
芸術文化活動の充実	青少年の豊かな心を育むため、芸術文化とふれあう機会の充実に努め、文化活動の促進と地域に根ざした文化継承が図られるように支援します。	生涯学習課

多様な体験ができる 機会の提供	地域の方を講師に招聘する「越生子ども未来大学」を開 設し、越生町の教育資源を活用し、様々な体験活動を通 して、科学的思考や芸術性の素地を伸ばします。	学務課 生涯学習課
	こどもの創造性や好奇心を養うため、「こどもフェステ ィバル」をはじめとする様々なイベントや体験講座を開 催します。	

青年期

(8) 結婚・出産の希望の実現

施策名	施策内容	担当課
結婚を希望する人へ の支援	結婚を希望する方に対して、「SAITAMA 出会いサポ ートセンター」の利用を促進することで、出会いの機会を提 供します。	企画財政課
結婚した人への経済 的支援	越生町で新婚生活を始める方に祝金として、新婚夫婦 1 組に対して 10 万円を支給します。	町民課
不妊・不育症に悩む 人への支援	経済的負担の軽減を図るため、保険適用になった不妊治 療の費用の一部を助成します。男女 1 組につき 1 回あた り 10 万円を限度とし、通算で 6 回助成します。制度の 普及・啓発に努めます。	健康福祉課

(9) 悩みや不安を抱える若者への支援

施策名	施策内容	担当課
ひきこもり等の若者 の相談・支援	ひきこもり等の若者への様々なニーズに対応するため、 関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。 また、健康相談事業では、保健師によるこころとからだ の健康相談や思春期健康相談を行います。	健康福祉課

3 子育て・子育てを支援するまちづくりの推進

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策名	施策内容	担当課
給食費無償化の充実	保育園・幼稚園等、小学校、中学校に通う児童・生徒の 給食費の無償化事業を実施します。	学務課 子育て支援課
保育料の負担軽減の 充実	保育園では、第 3 子以降の利用者負担額の無料を継続し ます。	子育て支援課
	学童保育室保育料では、非課税世帯等の減額を継続しま す。	
	病児・病後児の保育の利用料補助について、実施に向け 検討していきます。	
こどもの医療費支給 事業の推進	対象年齢を 18 歳年度末までとし、県内の医療機関にお いては窓口払い無料化を実施しています。今後も継続し て実施します。	子育て支援課
児童手当支給事業の 実施	児童手当の対象となる世帯が確実に受けられるよう、出 生時や転入出時等に案内・手続きを行います。	子育て支援課

出生祝金支給事業の実施	出生を祝福するとともに、その健やかな成長を祈念し、第1子は1万円、第2子は3万円、第3子以降は10万円支給します。	子育て支援課
チャイルドシートの購入費一部助成事業の実施	チャイルドシート購入費を1万円を限度として一部助成します。	子育て支援課
ベビーベッド貸出事業の実施	乳児の保護者に対し、6か月以内（満1歳に達する日まで延長可）、無料でベビーベッドを貸し出します。	子育て支援課
予防接種費用の一部助成事業の実施	インフルエンザ予防接種、おたふくかぜ予防接種、大人の風しん予防接種の費用の一部助成を実施します。	健康福祉課
英語検定受験料半額助成事業の実施	町立小・中学校を準会場として英語検定を受験した小学3年生から中学3年生までの児童生徒に年1回、受験料の半額、中学3年生においては年1回、受験料の全額を助成します。	学務課

（２）地域全体で子育てを支援する体制の整備

施策名	施策内容	担当課
地域住民による子育て支援活動の充実	子育ての援助を受けたい利用会員と子育ての援助を行いたいサポート会員による、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児緊急サポート事業を推進していきます。サポート会員の増加のため、サポート会員講習会を開催します。	子育て支援課 社会福祉協議会
	地域支え合いサービス事業の普及、こどもの一時的な子守りなど、地域住民による子育て支援活動を充実します。	
多世代交流の実施	幼稚園・保育園、学童保育室において高齢者との交流、イベントでの昔遊びの指導など、多世代交流を実施していきます。	子育て支援課
学校・家庭・地域の連携強化	こどもと地域の大人があいさつできる地域づくりを進めます。	学務課 生涯学習課
	学校応援団では、保護者や地域住民による学校行事への協力や、一緒に登下校するなどの活動を行っています。引き続き家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するため、学校応援団の充実に努めます。	

（３）家庭における子育ての力を高める支援の充実

施策名	施策内容	担当課
家庭教育の充実	幼稚園・保育園において、園だよりの発行の他、子育て相談等を実施し、日常のかかわりの中で家庭教育の重要性を伝えています。	子育て支援課 生涯学習課
	小学生・中学生のいる家庭を対象に「PTA家庭教育学級」や「子育て講演会」を開催するとともに、より多くの保護者が参加できるよう、周知していきます。	
「親」としての意識啓発の充実	子育ての第一義的な責任を有する「親」としての意識を高めるため、町ホームページや広報紙等により啓発活動を行います。	子育て支援課 学務課 健康福祉課 生涯学習課
	幼稚園・保育園、学校、学童保育室をはじめ、母子保健事業、生涯学習事業等、様々な事業において、親育ちの視点を取り入れていきます。	

子育てに関する情報提供体制の充実	子育て支援サービス等が利用しやすいように、関連する制度をまとめたガイドブックを作成し、配布します。	子育て支援課
	子育て支援サービスについて広報おごせに掲載するほか、随時ホームページを更新し、タイムリーな情報を提供します。	

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

施策名	施策内容	担当課
男女共同参画意識の高揚	越生町女(ひと)と男(ひと)の情報誌「ハンド&ハンド」の発行により、男女共同参画に関する情報を幅広く提供することで町民の意識啓発を進めます。	総務課
	「越生町男女共同参画プラン」の推進を図るため、男女共同参画に関する情報収集をします。	
育児・介護休業制度の周知・啓発	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように育児・介護休業制度の周知・啓発を促進します。	子育て支援課 産業観光課
ワーク・ライフ・バランスに基づく子育て支援の推進	働きながら子育てをしていくために、事業主に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や子育てに対する理解と協力を啓発します。	子育て支援課 産業観光課

(5) 安心して遊び、生活できるまちづくりの整備

施策名	施策内容	担当課
公園の環境整備	公園の維持管理を計画的に実施し、子どもたちが安心してのびのびと遊べるように遊具等の点検や管理を行います。	まちづくり 整備課 産業観光課
道路環境の整備	保護者が子どもと一緒に安心して外出できる安全な道路環境の創出を目指し、危険箇所の改修及び防護柵等の設置を推進します。	まちづくり 整備課
防犯灯等の整備	夜間における犯罪の防止と通行の安全を守るため、地域の状況を踏まえた防犯灯等の整備を推進します。	まちづくり 整備課
子育て家庭にやさしいまちづくり	公共施設については建設・改修にあわせ、親子に配慮したトイレ等の改修など、子どもと子育てに配慮した快適でゆとりある環境の整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れるよう配慮していきます。	まちづくり 整備課

(6) こども・若者の安全確保と犯罪から守る活動の推進

施策名	施策内容	担当課
防犯パトロール活動の充実	スクールガードリーダーや見守りボランティアによる登下校時の見守りを地域各所で実施していきます。	総務課 社会福祉協 議会
	各地区の自主防犯組織を育成していくとともに、駅前防犯パトロール隊の活動を支援していきます。	
	町職員による下校時の防犯パトロールを実施していきます。	
「子ども110番の家」の周知・普及	登下校時などに子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むための「子ども110番の家」の理解と周知を図り、こどもの安全確保に努めます。	生涯学習課

交通安全・防犯教育の推進	こどもを交通事故から守るため、警察、幼稚園、保育園、学校、関係団体等との連絡・協力を強化し、交通安全教室の充実を図ります。	総務課 学務課
	正しい自転車の乗り方についての体験学習や交通安全指導などを行い、交通安全の啓発を促します。	
	自転車用ヘルメットの購入費を補助します。小学6年生全員に卒業記念品として、通学用ヘルメットを給付します。	
	こどもを犯罪から守るため、防犯知識の普及と啓発を実施していきます。	
インターネット・SNS等の安全・安心な利用の啓発	こどもがインターネット等の利用に際して、事件や犯罪に巻き込まれないよう、保護者及びこどもに対して安全・安心な利用の啓発を実施します。	学務課

第5章

計画の推進に向けて



越生町のマスコット
「うめりん」

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「こどももみんなも 笑顔いっぱい ウェルビーイングが広がるまち」を目指し、こども・若者、保護者、子育て支援の関係機関及び庁内関係各課と連携して横断的に施策に取り組むとともに、こども・若者の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

2 点検・評価

本計画の進捗状況を点検・評価することが重要となります。このため、各年度において、越生町子ども・子育て会議にて、計画（Plan）の目的を達成するために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

資料編



越生町のマスコット
「うめりん」

1 策定体制

越生町子ども・子育て会議設置要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、越生町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 越生町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 越生町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、15人程度をもって組織する。

2 委員は、関係協力団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員等で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の会務を総理する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長1人を指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
- 4 委員長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

(実務者連絡会の設置)

第7条 実務者連絡会として、子ども・子育て実務者連絡会（以下「実務者連絡会」という。）を設置する。

- 2 実務者連絡会は、第2条に定める事項について、協議及び検討するものとする。
- 3 実務者連絡会は、関係協力団体の代表者をもって充てる。

(庶務)

第8条 会議及び実務者連絡会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町子ども・子育て会議設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

越生町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年1月22日～令和7年3月31日

番号	区 分	所 属	役職等	氏 名
1	関係協力団体の代表者	越生町議会 文教福祉常任委員会	委員長	島野美佳子
2	関係協力団体の代表者	越生町社会福祉協議会	事務局長	奥泉隆雄
3	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園	園長	篠原民子
4	関係協力団体の代表者	山吹保育園	園長	黒田一絵
5	関係協力団体の代表者	越生保育園	園長	清水広美※1 高野真吾※1
6	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園保護者会	会長	安西研昌※2 岩附 泉※2
7	関係協力団体の代表者	山吹保育園保護者	代表	鈴木奈帆子※3 濱中亮輔※3
8	関係協力団体の代表者	越生保育園保護者会	会長	江原志緒里※4 丹下坂 茜※4
9	関係協力団体の代表者	越生町小中学校連合 P T A	会長	石井和昭※5 小川拓也※5
10	関係協力団体の代表者	越生町民生委員・児童委員 協議会	主任児童 委員	上木佳枝
11	関係協力団体の代表者	越生町商工会	女性部長	宮崎美恵子※6 齊藤安子※6
12	学識経験者	越生町教育委員会	教育長職 務代理者	青柳 高
13	学識経験者	越生町社会教育委員	委員長	原 邦宏
14	関係行政機関の職員	学務課	指導主事	原 健史
15	関係行政機関の職員	生涯学習課	課長補佐 課長補佐	奥泉和彦※7 立川一紀※7
16	関係行政機関の職員	健康福祉課	課長補佐	町田京子

※1 清水広美委員は令和6年7月16日まで、高野真吾委員は令和6年7月17日より

※2 安西研昌委員は令和6年7月16日まで、岩附泉委員は令和6年7月17日より

※3 鈴木奈帆子委員は令和6年7月16日まで、濱中亮輔委員は令和6年7月17日より

※4 江原志緒里委員は令和6年7月16日まで、丹下坂茜委員は令和6年7月17日より

※5 石井和昭委員は令和6年7月16日まで、小川拓也委員は令和6年7月17日より

※6 宮崎美恵子委員は令和6年7月16日まで、齊藤安子委員は令和6年7月17日より

※7 奥泉和彦委員は令和6年7月16日まで、立川一紀委員は令和6年7月17日より

越生町子ども・子育て庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、越生町子ども・子育て庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 越生町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表1に掲げる委員をもって組織し、町長が任命する。

2 庁内会議に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は総務課長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は庁内会議を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会)

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内会議に部会を置くことができる。

2 部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、町長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選により定め、部会を総理する。

(会議)

第6条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

2 部会の庶務は子育て支援課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

<職名>

総務課長、企画財政課長、町民課長、健康福祉課長、子育て支援課長、産業観光課長、まちづくり整備課長、学務課長、生涯学習課長
--

別表2（第5条関係）

<職名>

健康福祉課、子育て支援課、学務課、生涯学習課から必要と認めた職員

2 策定過程

(1) 越生町子ども・子育て会議

開催年月日	会議の内容等
令和6年 1月22日(月)	第1回越生町子ども・子育て会議 ・越生町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び子ども・子育て支援事業の概要について ・第3期越生町子ども・子育て支援事業計画等について
令和6年 7月17日(水)	第2回越生町子ども・子育て会議 ・越生町子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況等について ・越生町こども計画について ・教育・保育の見込量及び確保方策並びに地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策について ・こども誰でも通園制度について
令和6年 11月19日(火)	第3回越生町子ども・子育て会議 ・越生町こども計画（骨子案）について
令和6年 12月20日(金)	第4回越生町子ども・子育て会議 ・越生町こども計画（素案）について
令和7年 2月21日(金)	第5回越生町子ども・子育て会議 ・越生町こども計画（素案）について ・こども家庭センターについて

(2) 越生町子ども・子育て会議実務者連絡会

開催年月日	会議の内容等
令和5年 12月19日(火)	第1回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・第3期越生町子ども・子育て支援事業計画等の概要及び調査の実施について ・こども誰でも通園制度について
令和6年 6月24日(月)	第2回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・越生町こども計画について ・教育・保育の見込量及び確保方策について ・こども誰でも通園制度について
令和6年 11月6日(水)	第3回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会 ・越生町こども計画について（教育・保育の見込量及び確保方策について（こども誰でも通園制度について）、総合的なこども・若者、子育て支援施策の展開について）

(3) 越生町子ども・子育て庁内推進会議

開催年月日	会議の内容等
令和7年 1月6日(月)	第1回越生町子ども・子育て庁内推進会議 ・越生町こども計画（素案）について

(4) 越生町子ども・子育て庁内推進会議部会

開催年月日	会議の内容等
令和5年 12月22日(金)	第1回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 ・第3期越生町子ども・子育て支援事業計画等の概要及び調査の実施について

令和6年 11月5日(火)	第2回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 ・越生町こども計画について（総合的なこども・若者、子育て支援施策の展開について等）
令和6年 12月10日(火)	第3回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会（書面開催） ・越生町こども計画（素案）について

（５）その他

開催年月日	会議の内容等
令和6年 2月1日(木)～ 15日(木)	子育て支援に関するアンケート調査の実施 （就学前児童調査・小学生調査） こどもの生活実態調査 （保護者調査（こどもの貧困）、児童・生徒調査（こどもの貧困）、児童・生徒調査（ヤングケアラー））
令和6年 8月8日(木)～ 9月10日(火)	こども・若者の意識と生活に関する調査の実施
令和6年 10月30日(水)～ 11月15日(金)	越生町子ども・子育て支援事業計画に係る評価についてのヒアリング ・総務課　・健康福祉課　・産業観光課　・まちづくり整備課 ・学務課　・生涯学習課　・社会福祉協議会　・越生みどり幼稚園 ・山吹保育園　・越生保育園　・子育て支援課
令和6年 12月13日(金)	こどもの意見聴取の実施 ・越生中学校の生徒
令和7年 1月14日(火)～ 2月13日(木)	パブリックコメントの実施 ・子育て支援課窓口、ホームページにて閲覧、意見募集

越生町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月発行

発行 越生町
編集 越生町子育て支援課
〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2
電 話 049-292-3121 (代表)
FAX 049-292-6405



越生町のマスコット「うめりん」